

文部科学省 平成 25 年度 先導的_レ大学改革推進委託事業

地方自治体の政策ビジョン実現のための 公立大学の積極的活用に関する調査研究

報告書

平成 26 年 3 月

一般社団法人 公立大学協会
公立大学政策・評価研究センター

文部科学省 平成 25 年度「先導的大学改革推進委託事業」調査報告書 目次
～地方自治体の政策ビジョン実現のための公立大学の積極的活用に関する調査研究～

はじめに	4
序論 設置団体の公立大学政策の概要	5
1 平成期の公立大学の新設・改組・統合	6
2 公立大学の法人化	8
3 公立大学への財源措置	9
4 教育振興基本計画の策定	11
第 1 章 調査の方法及び対象	13
1 調査方法	14
2 調査対象	16
第 2 章 予備調査	27
1 教育振興基本計画における設置団体の公立大学政策	28
2 公立大学政策に関する設置団体担当者の問題意識	34
3 設置団体との連携に関する公立大学長の問題意識	37
第 3 章 公立大学設置団体及び公立大学へのアンケート調査	41
1 アンケート調査項目の設定・実施方法	42
2 アンケート調査Ⅰ 設置団体における公立大学の活用(結果概要)	45
<ul style="list-style-type: none">1. 公立大学政策に関わる中長期的な政策ビジョン (PDCA の P) 設問、回答結果、まとめ (以下同)2. 活用の実績 (PDCA の D)3. 活用の評価とコミュニケーション (PDCA の C)4. さらなる活用に向けての改革・改善への支援 (PDCA の A)	
3 アンケート調査Ⅱ 公立大学の設置運営に関する詳細 (結果概要)	65
<ul style="list-style-type: none">1. 公立大学法人 (法人運営) について 設問、回答結果、まとめ (以下同)2. 公立大学法人 (運営費交付金) について3. 公立大学法人 (法人評価) について4. 地方交付税措置について	

第4章 公立大学設置団体及び公立大学への訪問調査	85
1 訪問先・調査課題の設定	86
2 訪問調査結果の概要	94
(1) 大分県／大分県立看護科学大学	95
(2) 兵庫県／兵庫県立大学	109
(3) 新見市／新見公立大学	117
(4) 東京都／公立大学法人首都大学東京	122
(5) 都留市／都留文科大学	129
(6) 奈良県／奈良県立医科大学、奈良県立大学	134
3 まとめ	145
第5章 海外における設置者と大学との関係	
ーメリーランド州・オハイオ州における事例調査報告ー	149
1 訪問先・調査項目の設定	150
2 メリーランド州における高等教育と関連団体の状況—主に州側の視点から	155
3 オハイオ州における高等教育と関連団体の状況—主に大学側の視点から	158
4 まとめ	161
第6章 考察	165
1 本調査全体の振り返り	166
2 調査結果の考察	169
3 関係組織の連携	178
資料編	
1 教育振興基本計画等の策定状況	181
2 アンケート調査Ⅰ 設置団体における公立大学の活用（設問・回答の詳細）	217
3 アンケート調査Ⅱ 公立大学の設置運営に関する詳細（設問・回答の詳細）	311
4 アンケート調査票・回答例（設置団体送付分）	345
5 地方自治体と公立大学に関する有識者会議 開催次第	373

はじめに

長く30数大学で推移してきた公立大学の数は、平成に入り急増した。現在83大学を数えるが、平成26年度には3大学が加わることで国立大学と同数の86大学となり、その存在感はこれまでになく高まっている。

しかしながら、文部科学省が大学行政担当者として国立大学を守り、育てているのに比べて、公立大学の設置団体（本報告書では、公立大学法人を設立する地方自治体及び公立大学を直接設置する地方自治体を合わせて設置団体とする）においては、首長、議会、自治体職員等における大学行政に対する理解は必ずしも十分でない場合が多い。

一方で、公立大学と有機的な連携関係を構築し、自治体政策に公立大学が参画することを望む設置団体も増えてきており（全国公立大学設置団体協議会、2012）、設置団体において公立大学を積極的に活用する機運は芽生えている。

この報告書は、このような状況認識に基づいて、文部科学省が「平成25年度先導的大学改革推進委託事業」の一つとして企画した「地方自治体の政策ビジョン実現のための公立大学の積極的活用に関する調査研究」の成果をまとめたものである。

調査を担当する研究チームは公立大学の学長・副学長の経験者、公立大学の設置団体担当者、公立大学に在籍する高等教育研究者、公立大学団体の職員で構成し、各委員の経験に即して、議論し分析を行うこととした。

調査では、基礎的な資料収集を行った上で、いくつかの設置団体及び公立大学を選んで訪問調査を行い、さらに全設置団体及び公立大学へのアンケート調査で公立大学政策の状況を明らかにした。加えて、アメリカの州立大学に関する政策状況を調査し、日本の公立大学への示唆を得ることとした。

今回の調査・研究にあたっては、公立大学設置団体の協議体である「全国公立大学設置団体協議会」及び「一般社団法人公立大学協会」のネットワークを活用し、すべての設置団体及び公立大学に協力をお願いした。多忙な中、訪問調査を受け入れてくださった方々や、多岐に渡る項目に及ぶアンケート調査への回答をおまとめくださった担当者の方々のご苦勞に対し、深くお礼を申し上げる。

一般社団法人 公立大学協会
公立大学政策・評価研究センター
センター長 浅田 尚紀（兵庫県立大学教授）
副センター長※ 佐々木民夫（岩手県立大学特任教授）
※ 研究主査

序論 設置団体の公立大学政策の概要

1 平成期の公立大学の新設・改組・統合

本調査研究に与えられたテーマは「地方自治体の政策ビジョン実現のための公立大学の積極的活用に関する調査研究」であるが、公立大学の積極的な活用を考える前提として、これまでの設置団体の公立大学に関する政策を段階的に確認しておくこととする。

当然のことながら、公立大学の設置団体が最初に行う政策は、公立大学の新たな設置である。長い歴史を持つ公立大学を設置する団体が、時期を選んで大学の改組・統合に取り組むこともある。近年、設置団体は公立大学をどのように新設、改組あるいは統合を行って来たのだろうか。

先に述べたように平成25年度現在、公立大学は83大学を数える。昭和63年度には36大学に過ぎなかった公立大学は、平成の四半世紀を経てその数を倍増させ（図1-1参照）、しかもこの間の大学統合（新設大学を含む17大学が新たに7大学へ統合）等を考え合わせれば64もの公立大学が新たに設置されたこととなる。現在の83大学のうち、全体の3分の2の56大学が、平成生まれの大学ということになる。

長く、国立大学と私立大学の谷間にあつてあまり目立つことのなかった公立大学は、近年の設置団体の積極的な設置政策により大きく飛躍を遂げることとなった。

これら地方自治体による公立大学の集中的な設置には、概ね以下の3つの背景が存在すると公立大学協会では分析している。

一つ目は、地域の進学需要の変化を背景として多くの公立短期大学を四年制大学に改組したことである。従って昭和63年度に53あった短大は平成26年度には17大学と、その数を大きく減じている。

次に、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」（平成4年）が地方公共団体に「看護師等の確保を促進するために必要な措置を講ずる」ことを責務として課したことが看護医療福祉系の公立大学・学部の設置を促したことが挙げられる。

さらに、地域産業の育成や地域への進学者の受入など、地域の活性化戦略として、多様な大学・学部をそれぞれの地域の実情に応じて設置してきたことも背景の一つである。この中には、公設民営方式で設置された私立大学を、公立大学法人へ設置者変更を行って公立大学化し、地域の大学の安定的継続を図ったケースも含まれる。

いずれの場合においても、地域社会が大学を求める強い要請に応じて、設置団体自らが財政投資や政策努力を行いながら、公立大学を設置、改組して来たこととなる。

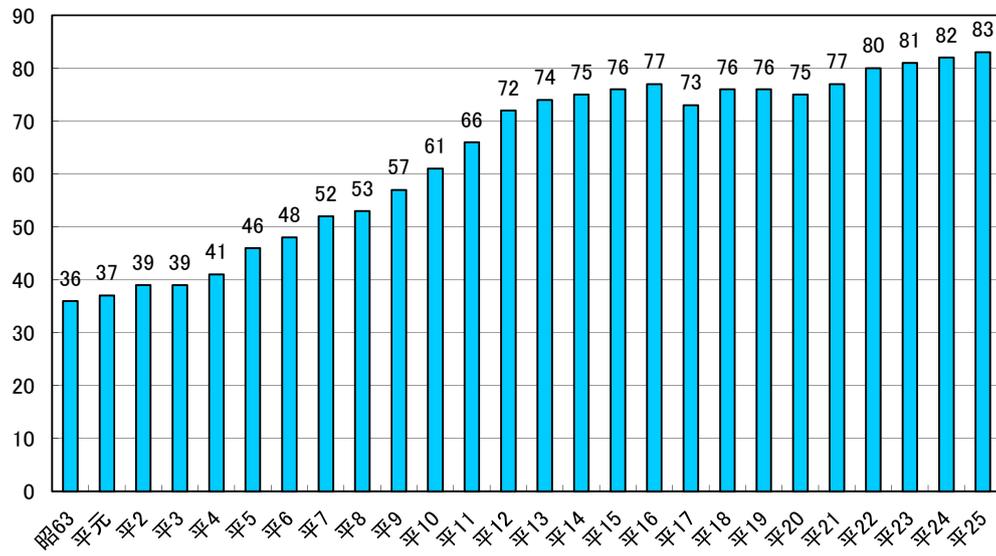


図1-1 平成期における公立大学数の推移

2 公立大学の法人化

公立大学の新設・改組・統合に続く設置団体のもう一つの大きな政策的取組みが、公立大学の法人化である。すべての大学で一斉に行われた国立大学の法人化とは異なり、公立大学では、地方自治の原則に基づいて、法人化するか否かは設置団体の判断に任された（地方独立行政法人法第2条）。公立大学の法人化においては、設置団体による主体的な政策決定が行われたこととなる。

法人化は漸進的に進められ（図1-2参照）、平成25年度までに61の公立大学法人（短期大学のみを設置する2法人を除く）が設立され、65の公立大学が公立大学法人の下に設置されることとなった。学生数で見れば、全体の9割以上が法人化された公立大学に属するまでになっている。

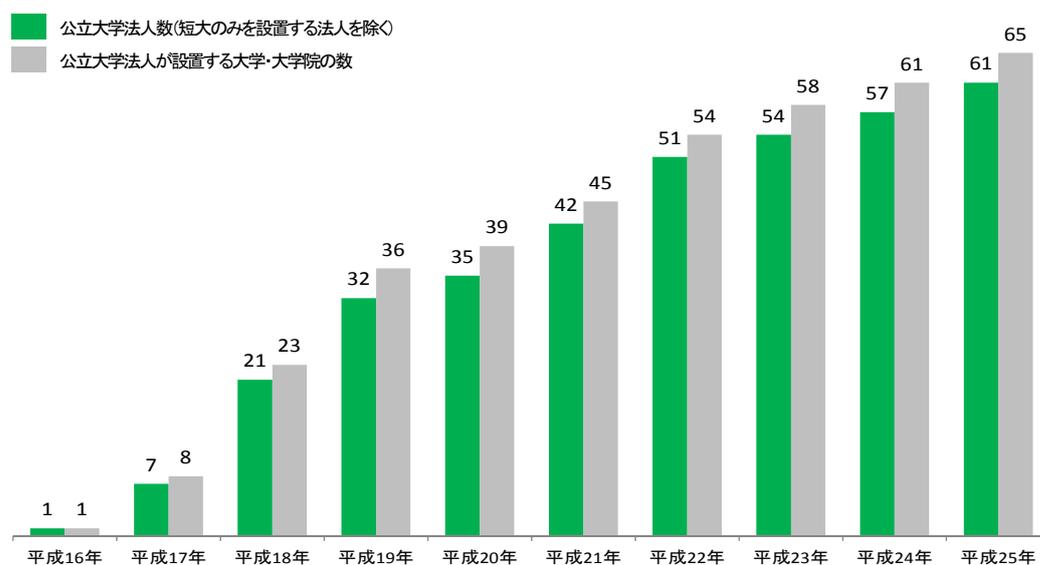


図1-2 公立大学法人数及び、公立大学法人が設置する大学

こうして、国立大学法人制度に比して柔軟な法制度を活用して、公立大学の法人化は設置団体の意思で、地域の事情を踏まえて進められてきた。法人化の際には理事長・学長を分離するかどうか、一法人に複数大学を置くかどうかなど、設置団体と大学との間で様々な折衝を経て多様な運営構造が決定された。設置団体としても先行の法人化の事例を参照しながら、新たに設立する法人の在り方を選択し、大学側も、法人化を好機として、学長の強いリーダーシップによって大学改革に取り組んできた。

このような過程を経て、公立大学の法人化は結果として公立大学のガバナンスにも大きな変革をもたらしたこととなった。

3 公立大学への財源措置

さらに、設置団体が公立大学に対し経常的に行わなければならない政策として運営財源の措置がある。財源措置は、公立大学法人化した大学に対しては運営費交付金という形で拠出され、法人化されていない場合は、設置団体の会計の中に直接組み込む形で措置されている。

一方、国からの支援に関して言えば、文部科学省からの公立大学を対象とした直接の補助金は平成15年を最後にすべて廃止され、公立大学を設置する設置団体に対して地方財政措置が行われる形になっている。大学を設置し管理するための経費が普通交付税額の算定において基準財政需要額に算入される形で措置されているのである。

従って文部科学省の財政支援に関しては「経常経費補助のある国私立大学 対 経常経費補助のない公立大学」という構図となる。

学校教育法第98条は「公立又は私立の大学は、文部科学大臣の所轄とする。」と定めていることから、文部科学省は公立大学の設置認可や質保証等に関する事項で公立大学を所轄しているが、公立大学の振興をどのように図るのか、設置団体政策に対して直接かかわることは難しい。

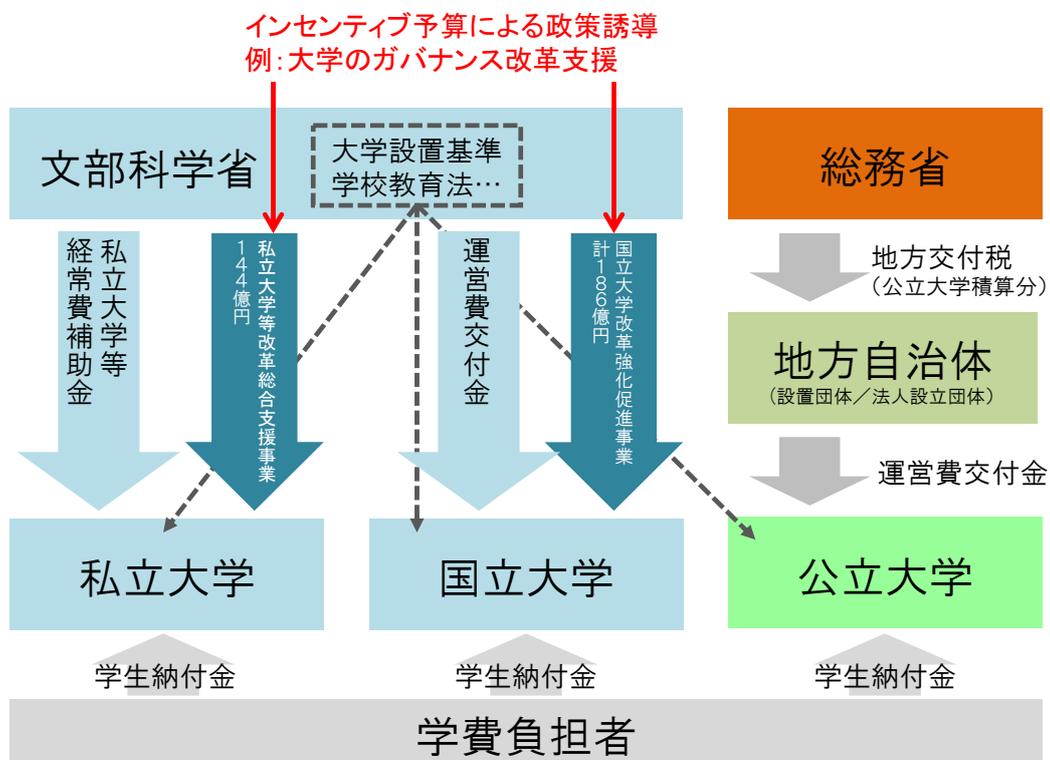


図1-3 国公立大学の財政構造の違い

図 1-3 は国公立大学の財政構造をモデル化したものだが、例えば現在課題となっている大学のガバナンス改革に関し、平成 26 年度予算案では、「国立大学改革強化促進事業」で 186 億円、「私立大学等改革総合支援事業」で 144 億円などが措置されているが、公立大学にはこのようなインセンティブ予算で大学改革の政策誘導が行われることは基本的にない。

（補論）地方交付税の課題

地方交付税は、「国が地方に代わって徴収する地方税」（総務省ホームページ）であり、自治体それぞれの財政需要と税収との関係によって交付・不交付、あるいは交付金額が決定される。公立大学設置に関しては、その学生数を測定単位として基準財政需要額が算定されており、交付税額に反映している。しかしながら、交付される地方交付税は自治体の一般財源に組み込まれるため、制度上その用途を公立大学に限定するものではない。

一方で、例年、全国公立大学設置団体協議会及び公立大学協会は、それぞれ総務省等に対し、公立大学に関する基準財政需要額の増額等の地方交付税措置充実に関し要望活動を行っている。また、地方交付税法 17 条の 4 に定められた「交付税の額の算定方法に関する意見の申出」制度を活用して、交付税の充実を求める設置団体もある。このことから、地方交付税の基準財政需要額の充実は、設置団体が公立大学の財源を考える上で、欠かすことができない事項であることは間違いない。

実際に設置団体は、公立大学にかかる基準財政需要額の単位費用をどのように評価しているのだろうか。前述のとおり、自治体の受ける交付税に用途別の金額を問うことは制度上できない。ただし新たに公立大学の設置を考える際には、基準財政需要額の積算分がそのまま地方交付税に上乗せされ自治体にもたらされると試算している設置団体もあることが、議会議事録等で確認できる（高知県議会議事録、2008）。

4 教育振興基本計画の策定

設置団体の公立大学政策に関して、最後に地方自治体の策定する教育振興基本計画について触れておく。

周知のとおり、平成 18 年に教育基本法が全部改正され、第 7 条に大学に関する規定を新設したほか、「教育行政」に関しては「教育振興基本計画」についての規定が設けられ（第 17 条）、公立大学を設置する設置団体も政府が定める教育振興基本計画を参酌して、教育の振興のための施策に関する基本計画を定めるよう努めることとなった。

教育基本法（抄）

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

国は平成 20 年 7 月に第 1 期の教育振興基本計画を策定した。この計画では、全体として大学に関する記述が少なかったものの、公立大学の設置団体の政策に関しては、「地方公共団体に期待される役割」の項において、地方公共団体が担う事業の中に「大学等の設置管理」が明記された。

第 1 期教育振興基本計画（抜粋）

② 地方公共団体に期待される役割 42 頁）

教育の振興に関し、地方公共団体には、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地方公共団体の経済的・社会的条件等に応じた施策を策定し、実施することにより、住民の期待に応え、その責任を全うすることが求められる。

その際、地方公共団体の中でも、市町村と都道府県が担うべき役割はそれぞれ異なることに留意する必要がある。市町村は、最も住民に身近な立場で、その意思を十分に把握し、また、関係者との連携を図りながら、行政を行うことが求められる。具体的には、義務教育を行うのに必要な小中学校を設置し、教育活動を実施する責任を有する。あわせて、市町村立の高等学校、大学等、図書館、博物館、公民館、体育館等の設置管理、教育・文化・スポーツ等に関する各種事業の実施等を担うことが求められる。一方、都道府県は、広域的な処理を必要とする教育事業の実施及び高等学校、大学等の設置管理、市町村に対する教育条件整備のための支援、市町村における教育事業の適正な実施のための指導、助言、援助等を担う。今後、地方分権が進めば進むほど、それぞれが自律的にその責任を果たされなければならない。

また、第2期の教育振興基本計画（平成25年6月）では、大学改革に関する具体的な課題（大学教育の質的転換、大学等の質の保証、大学院の機能強化、グローバル人材育成、COC構想等）に即して多くの記述を盛り込んだものの、公立大学に関しては大学ガバナンス改革に関連して2か所のみ記述がされている。

これらの記述の中では、公立大学の学長、公立大学法人の理事長とともに設置者（設置団体）がリーダーシップを発揮して運営組織の確立、ガバナンスの確立の強化をはかることが求められている。

第2期教育振興基本計画（抜粋）

（第1期計画の成果と課題，12頁）

公立大学については、設置理念に基づいた学生・地域・社会のニーズに応じた質の高い教育研究活動に取り組むことができるように、設置者、理事長、学長がリーダーシップを発揮して運営組織の確立、ガバナンス機能の強化を図ることが求められている。

（26-1 大学におけるガバナンス機能の強化，72頁）

各公立大学が、設置理念に基づいた学生・地域・社会のニーズに応じた質の高い教育研究活動に取り組むことができるように、設置者、理事長・学長がリーダーシップを発揮して運営組織の確立、ガバナンス機能の強化を図る。

これらの基本計画を「参酌」して設置団体は基本計画をそれぞれ策定しなければならないが、計画が自治体の教育委員会を事務局の中心として作成されることを考えれば、公立大学の振興に関して必ずしも積極的な記述が行われていないことが予想される。

以上、新大学の設置・改組・統合、法人化、財源措置、教育振興基本計画の策定と、設置団体による公立大学の設置・運営の基本となる政策のあらましを追ってみたが、本調査のテーマに取り上げる「公立大学の積極的活用」については、これらの基本的な政策を土台として新たに展開されるものであろう。

以下の章で、アンケート調査、訪問調査等の結果を通じ、その姿を少しずつ明らかにしていくこととする。

<参考文献・資料>

高知県議会、2008、「平成20年9月 定例会（第298回）会議録」

文部科学省、2013、「第2期教育振興基本計画」

第1章 調査の方法及び対象

1 調査方法

本調査では、国内の設置団体及び公立大学に対して、訪問調査及びアンケート調査を行うこととなるが、公立大学の行政担当者は一般的に公立大学を担当した経験年数が短く、担当課においても公立大学に関する施策の経験が十分に蓄積されているとは言い難い。調査実施に際しては、こうした状況を考慮して、訪問調査で担当者の課題や問題意識の所在を明らかにしながら、モデル的な取組みを示した回答例も付して、アンケート調査を行うこととする。

調査の手順は以下のとおりである。

(1) 予備的調査

まず、公表済みの資料や、全国公立大学設置団体協議会や公立大学協会で収集している以下の資料を参照し、設置団体との連携が比較的進んでいる公立大学とその設置団体を選び、訪問調査先の候補とする。

a) 設置団体に関する資料

設置団体が国の教育振興基本計画を参酌して策定する教育振興に関する基本計画（以下、教育振興基本計画とする）から、設置団体の公立大学の活用方針の概観を得ることができる。

また、全国公立大学設置団体協議会が例年の総会で行っている協議の議題は、設置団体の担当者の問題意識の所在を把握する上で参考になる。

b) 公立大学に関する資料

公立大学協会では、平成25年8月に公立大学長に対し「重点課題に関するアンケート調査」を実施し、その中で「大学と自治体の連携のあり方」について尋ねている。これに対し、自由記述形式の回答が得られており、公立大学側の問題意識の所在を探る上で参考となる。

(2) 訪問調査対象・調査項目等の設定

さらに、公立大学に精通した有識者等による検討会（以下、有識者会議とする）を設置し、文部科学省担当官のオブザーバー参加を得た上で、(1)の予備的調査の結果から、訪問調査先及び調査項目を設定する。

(3) 設置団体及び公立大学への訪問調査

対象として選定した設置団体及びその設置する公立大学への訪問調査を、有識者会議メンバーを中心に実施する。

インタビューは原則として設置団体は設置担当部署の長、大学は学長及び大学運営責任者数名を対象として依頼するが、調整にあたっては訪問先の判断を尊重する。

(4) 海外大学への訪問調査

公立大学と既に連携関係がある大学の中から、地方政府の大学活用による地域連携に関し実績のある大学を選び、地域連携の状況に関する訪問調査を行う。大学そのものだけでなく、設置団体としての州政府や、大学と州政府をつなぐ大学システム等についても情報を収集する。

(5) 全設置団体・公立大学へのアンケート調査

訪問調査で収集した事例から他の設置団体にも参考となるモデル的な取組みを抽出し、そのモデル事例を示した回答例を作成し、具体的なイメージの喚起を行いながら設置団体に対しアンケート調査を実施する。公立大学に対しては設置団体へのアンケート調査を補完するために、項目を概ね統一したアンケート調査を実施する。

(6) 有識者会議による報告書の作成

有識者会議で以上の結果を分析し、今後の更なる検討に資するような報告書を作成する。

2 調査対象

(1) 設置団体

調査対象となる設置団体とは、区分別に以下の地方自治体となる。

- 1 都道府県 43 団体
- 2 市 21 団体
指定都市（要件：人口 50 万以上の市のうちから政令で指定） 8 団体
中核市（要件：人口 30 万以上の市の申出に基づき政令で指定） 9 団体
その他の市（要件：人口 5 万以上ほか） 4 団体
- 3 地方公共団体の組合 3 団体

※ 公立大学法人鳥取環境大学は、鳥取県及び鳥取市共同で設立されたが、本調査においては、公立大学設置団体協議会の名簿において設置団体事務局を鳥取県で登録していたことから、鳥取県を対象とした。

(都道府県)

	団体名	人口 平成25年3月31日	一般財源 (千円) 平成23年度
1	北海道	5,465,451	1,318,248,015
2	青森県	1,372,010	401,714,233
3	岩手県	1,314,180	523,534,365
4	宮城県	2,318,692	740,480,831
5	秋田県	1,076,205	310,649,263
6	山形県	1,155,942	308,011,784
7	福島県	1,980,259	606,655,778
8	群馬県	2,023,382	381,003,020
9	茨城県	2,997,072	613,446,533
10	埼玉県	7,272,304	989,373,160
11	千葉県	6,240,455	895,586,687
12	東京都	13,142,640	4,376,827,304
13	神奈川県	9,083,643	1,197,890,160
14	新潟県	2,361,133	575,112,689
15	富山県	1,094,827	270,539,529
16	石川県	1,163,089	278,690,121
17	福井県	810,552	236,302,454
18	山梨県	863,917	238,539,932
19	長野県	2,165,604	478,793,344
20	岐阜県	2,102,879	420,924,251
21	静岡県	3,809,470	645,049,014
22	愛知県	7,462,800	1,070,906,979
23	三重県	1,871,619	375,308,438
24	滋賀県	1,419,426	282,873,056
25	京都府	2,587,129	472,506,304
26	大阪府	8,873,698	1,396,673,714
27	兵庫県	5,660,302	960,546,476
28	奈良県	1,405,453	284,869,185
29	和歌山県	1,016,563	266,341,401
30	鳥取県	588,508	195,099,576
31	島根県	713,134	259,308,938
32	岡山県	1,946,083	390,377,517

第1章 調査の方法及び対象

	団体名	人口 平成25年3月31日	一般財源 (千円) 平成23年度
33	広島県	2,873,603	531,396,013
34	山口県	1,447,499	341,880,830
35	香川県	1,010,707	235,418,227
36	愛媛県	1,440,117	321,435,342
37	高知県	755,994	249,582,639
38	福岡県	5,105,427	849,163,773
39	長崎県	1,427,133	355,098,513
40	熊本県	1,825,361	402,483,471
41	大分県	1,199,401	299,550,012
42	宮崎県	1,141,559	299,171,141
43	沖縄県	1,437,994	325,200,129

(参考) 都道府県で公立大学を設置していないのは、栃木県、徳島県、佐賀県、鹿児島県の4県となっている。

(指定都市)

	団体名	人口 平成25年3月31日	一般財源 (千円) 平成23年度
44	札幌市	1,919,664	414,997,813
45	横浜市	3,707,843	798,862,230
46	名古屋市	2,247,645	551,153,723
47	京都市	1,420,373	341,299,354
48	大阪市	2,663,467	756,764,476
49	神戸市	1,555,160	376,607,341
50	広島市	1,180,176	265,275,947
51	北九州市	982,763	242,174,430

(参考) 指定都市で、公立大学を設置しているのは、20市のうち8市(○印)。平成以降に指定都市になった市で公立大学を設置するものはない。

都市	人口 ※1	移行年月日	指定政令 ※2
大阪市 ○	2,665,314	昭和31年9月1日	昭和31年 政令第254号
名古屋市 ○	2,263,894	昭和31年9月1日	
京都市 ○	1,474,015	昭和31年9月1日	
横浜市 ○	3,688,773	昭和31年9月1日	
神戸市 ○	1,544,200	昭和31年9月1日	
北九州市 ○	976,846	昭和38年4月1日	昭和38年 政令第10号
札幌市 ○	1,913,545	昭和47年4月1日	昭和46年 政令第276号
川崎市	1,425,512	昭和47年4月1日	
福岡市	1,463,743	昭和47年4月1日	
広島市 ○	1,173,843	昭和55年4月1日	昭和54年 政令第237号
仙台市	1,045,986	平成元年4月1日	昭和63年 政令第261号
千葉市	961,749	平成4年4月1日	平成3年 政令第324号
さいたま市	1,222,434	平成15年4月1日	平成14年 政令第319号
静岡市	716,197	平成17年4月1日	平成16年 政令第322号
堺市	841,966	平成18年4月1日	平成17年 政令第323号
新潟市	811,901	平成19年4月1日	平成18年 政令第338号
浜松市	800,866	平成19年4月1日	
岡山市	709,584	平成21年4月1日	平成20年 政令第315号
相模原市	717,544	平成22年4月1日	平成21年 政令第251号
熊本市	734,474	平成24年4月1日	平成23年 政令第323号

(中核市)

	団体名	人口 平成25年3月31日	一般財源 (千円) 平成23年度
52	青森市	298,462	70,018,912
53	秋田市	320,681	74,349,738
54	高崎市	374,655	80,869,006
55	前橋市	340,945	74,478,401
56	金沢市	450,360	103,486,233
57	岐阜市	416,750	84,879,316
58	福山市	472,064	98,670,162
59	下関市	278,962	68,077,238
60	宮崎市	404,439	87,813,860

(その他の市)

	団体名	人口 平成25年3月31日	一般財源 (千円) 平成23年度
61	名寄市	29,573	12,646,104
62	都留市	31,883	7,836,526
63	新見市	32,927	17,880,386
64	尾道市	145,921	36,783,199

(地方公共団体の組合)

	団体名	人口 平成25年3月31日	一般財源 (千円) 平成23年度
65	釧路公立大学事務組合	245,989	82,968,037
66	函館圏公立大学広域連合	352,452	91,442,986
67	北部広域市町村圏事務組合	130,468	41,976,041

※1 釧路公立大学事務組合

(構成団体) 釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町

(処理する事務の内容) 釧路公立大学の設置、管理及び運営に関する事務

※2 函館圏公立大学広域連合

(構成団体) 函館市、北斗市、七飯町

(処理する事務の内容) 公立大学の設置・管理・運営に関する事務

※3 北部広域市町村圏事務組合

(構成団体) 名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村

(処理する事務の内容)

1. 広域市町村圏計画の策定、実施及び連絡調整に関すること
2. 広域的な振興事業の調査、実施及び連絡調整に関すること
3. 広域交流事業に関すること
4. 広域文化事業に関すること
5. 広域スポーツ事業に関すること
6. 広域観光開発に関すること
7. 広域物産展事業に関すること
8. 地方独立行政法人法に基づく地方独立行政法人の設置及び管理に関すること
9. 北部会館の設置、管理及び運営に関すること
10. 地域イベント助成事業に関すること
11. 広域研修事業に関すること
12. 広域的な人材活用及び育成事業に関すること
13. 地域づくり支援事業に関すること
14. 消防、塵芥、し尿処理等の広域化についての調査研究に関すること

(2) 公立大学

調査対象となる公立大学は、都道府県及び市、地方公共団体の組合、あるいはそれらの自治体等が設立した公立大学法人によって設置された以下の大学である。

- 1 自治体（組合も含む）が設置している大学 18
- 2 自治体（組合も含む）が設立した法人が設置している大学 65

設置団体の自治体としての種別ごとには以下のとおりとなる。

- 1 都道府県が設置する大学 58
- 2 市が設置する大学
 - 指定都市（要件：人口 50 万以上の市のうちから政令で指定） 8
 - 中核市（要件：人口 30 万以上の市の申出に基づき政令で指定） 9
 - その他の市（要件：人口 5 万以上ほか） 4
- 3 地方公共団体の組合が設置する大学 3
- 4 県・市が共同で設置する大学 1

	大学名	設置 団体	法人 設置	設置学部 (大学院大学においては研究科)	大学 院有	学生総現員 (H25.5.1)
1	札幌医科大学	北海道	○	医学部、保健医療学部	○	1,339
2	青森県立保健大学	青森県	○	健康科学部	○	978
3	岩手県立大学	岩手県	○	看護学部、社会福祉学部、 ソフトウェア情報学部、総合 政策学部	○	2,152
4	宮城大学	宮城県	○	看護学部、事業構想学部、 食産業学部	○	1,949
5	秋田県立大学	秋田県	○	システム科学技術学部、生 物資源科学部	○	1,825
6	国際教養大学	秋田県	○	国際教養学部	○	909
7	山形県立保健医療大学	山形県	○	保健医療学部	○	416
8	福島県立医科大学	福島県	○	医学部、看護学部	○	1,196
9	会津大学	福島県	○	コンピュータ理工学部	○	1,265
10	群馬県立女子大学	群馬県		文学部、国際コミュニケーシ ョン学部	○	1,022
11	群馬県立県民健康科学 大学	群馬県		看護学部、診療放射線学部	○	499
12	茨城県立医療大学	茨城県		保健医療学部	○	758

	大学名	設置 団体	法人 設置	設置学部 (大学院大学においては研究科)	大学 院有	学生総現員 (H25.5.1)
13	埼玉県立大学	埼玉県	○	保健医療福祉学部	○	1,727
14	千葉県立保健医療大学	千葉県		健康科学部		743
15	首都大学東京	東京都	○	都市教養学部、都市環境学部、システムデザイン学部、健康福祉学部	○	9,323
16	産業技術大学院大学	東京都	○	産業技術研究科	○	240
17	神奈川県立保健福祉大学	神奈川県		保健福祉学部	○	998
18	新潟県立看護大学	新潟県	○	看護学部	○	397
19	新潟県立大学	新潟県	○	国際地域学部、人間生活学部		1,040
20	富山県立大学	富山県		工学部	○	1,173
21	石川県立看護大学	石川県	○	看護学部	○	391
22	石川県立大学	石川県	○	生物資源環境学部	○	595
23	福井県立大学	福井県	○	経済学部、生物資源学部、海洋生物資源学部、看護福祉学部	○	1,731
24	山梨県立大学	山梨県	○	国際政策学部、人間福祉学部、看護学部	○	1,194
25	長野県看護大学	長野県		看護学部	○	380
26	岐阜県立看護大学	岐阜県	○	看護学部	○	364
27	情報科学芸術大学院大学	岐阜県		メディア表現研究科	○	53
28	静岡県立大学	静岡県	○	薬学部、食品栄養科学部、国際関係学部、経営情報学部、看護学部	○	2,837
29	静岡文化芸術大学	静岡県	○	文化政策学部、デザイン学部	○	1,428
30	愛知県立大学	愛知県	○	外国語学部、日本文化学部、教育福祉学部、看護学部、情報科学部	○	3,572
31	愛知県立芸術大学	愛知県	○	美術学部、音楽学部	○	1,020
32	三重県立看護大学	三重県	○	看護学部	○	426
33	滋賀県立大学	滋賀県	○	環境科学部、工学部、人間文化学部、人間看護学部	○	2,806
34	京都府立大学	京都府	○	文学部、公共政策学部、生命環境学部	○	2,163
35	京都府立医科大学	京都府	○	医学部	○	1,281

	大学名	設置 団体	法人 設置	設置学部 (大学院大学においては研究科)	大学 院有	学生総現員 (H25.5.1)
36	大阪府立大学	大阪府	○	現代システム科学域、工学 域、生命環境科学域、地域 保健学域	○	8,051
37	兵庫県立大学	兵庫県	○	経済学部、経営学部、工学 部、理学部、環境人間学 部、看護学部	○	6,695
38	奈良県立医科大学	奈良県	○	医学部	○	1,145
39	奈良県立大学	奈良県		地域創造学部		655
40	和歌山県立医科大学	和歌山 県	○	医学部、保健看護学部	○	1,102
41	鳥取環境大学	鳥取 県、鳥 取市	○	環境学部、経営学部	○	967
42	島根県立大学	島根県	○	総合政策学部、看護学部	○	1,207
43	岡山県立大学	岡山県	○	保健福祉学部、情報工学 部、デザイン学部	○	1,862
44	県立広島大学	広島県	○	人間文化学部、経営情報学 部、生命環境学部、保健福 祉学部	○	2,651
45	山口県立大学	山口県	○	国際文化学部、社会福祉学 部、看護栄養学部	○	1,390
46	香川県立保健医療大学	香川県		保健医療学部	○	387
47	愛媛県立医療技術大学	愛媛県	○	保健科学部		355
48	高知県立大学	高知県	○	文化学部、看護学部、社会 福祉学部、健康栄養学部	○	1,274
49	高知工科大学	高知県	○	システム工学群、環境理工 学群、情報学群、マネジメ ント学部	○	2,354
50	九州歯科大学	福岡県	○	歯学部	○	759
51	福岡女子大学	福岡県	○	国際文理学部	○	989
52	福岡県立大学	福岡県	○	人間社会学部、看護学部	○	1,106
53	長崎県立大学	長崎県	○	経済学部、国際情報学部、 看護栄養学部	○	3,153
54	熊本県立大学	熊本県	○	文学部、環境共生学部、総 合管理学部	○	2,255
55	大分県立看護科学大学	大分県	○	看護学部	○	382
56	宮崎県立看護大学	宮崎県		看護学部	○	445
57	沖縄県立芸術大学	沖縄県		美術工芸学部、音楽学部	○	539

	大学名	設置 団体	法人 設置	設置学部 (大学院大学においては研究科)	大学 院有	学生総現員 (H25.5.1)
58	沖縄県立看護大学	沖縄県		看護学部	○	376
59	札幌市立大学	札幌市	○	デザイン学部、看護学部	○	824
60	横浜市立大学	横浜市	○	国際総合科学部、医学部	○	4,847
61	名古屋市立大学	名古屋市	○	医学部、薬学部、経済学部、人文社会学部、芸術工学部、看護学部	○	4,299
62	京都市立芸術大学	京都市	○	美術学部、音楽学部	○	1,059
63	大阪市立大学	大阪市	○	商学部、経済学部、法学部、文学部、理学部、工学部、医学部、生活科学部	○	8,493
64	神戸市外国語大学	神戸市	○	外国語学部	○	2,253
65	神戸市看護大学	神戸市		看護学部	○	453
66	広島市立大学	広島市	○	国際学部、情報科学部、芸術学部	○	2,129
67	北九州市立大学	北九州市	○	外国語学部、経済学部、文学部、法学部、国際環境工学部、地域創生学群	○	6,496
68	青森公立大学	青森市	○	経営経済学部	○	1,342
69	秋田公立美術大学	秋田市	○	美術学部		116
70	高崎経済大学	高崎市	○	経済学部、地域政策学部	○	4,200
71	前橋工科大学	前橋市	○	工学部	○	1,243
72	金沢美術工芸大学	金沢市	○	美術工芸学部	○	725
73	岐阜薬科大学	岐阜市		薬学部	○	821
74	福山市立大学	福山市		教育学部、都市経営学部		786
75	下関市立大学	下関市	○	経済学部	○	2,069
76	宮崎公立大学	宮崎市	○	人文学部		913
77	名寄市立大学	名寄市		保健福祉学部		591
78	都留文科大学	都留市	○	文学部	○	3,322
79	新見公立大学	新見市	○	看護学部		255
80	尾道市立大学	尾道市	○	経済情報学部、芸術文化学部	○	1,365
81	釧路公立大学	釧路公立大学 事務組合		経済学部		1,327

第1章 調査の方法及び対象

	大学名	設置 団体	法人 設置	設置学部 (大学院大学においては研究科)	大学 院有	学生総現員 (H25.5.1)
82	公立ほこだて未来大学	函館圏 公立大 学広域 連合	○	システム情報科学部	○	1,168
83	名桜大学	北部広 域市町 村圏事 務組合	○	国際学群、人間健康学部	○	2,040

第2章 予備調査

1 教育振興基本計画における設置団体の公立大学政策

(1) 調査方法

「第1章 調査の方法及び対象」で示したとおり、予備調査としてまず、設置団体の策定する教育振興基本計画を参照することとする。

既に述べたように、地方公共団体は、教育基本法17条第2項の定めにより、教育振興に関する基本計画（以下、教育振興基本計画とする）を定めるよう努めることになっているので、実際に計画は作成されているのか、その中で公立大学をはじめとする高等教育に関しどの程度言及されているのかについて、文献・資料調査を行う。

方法としては、まず、各設置団体の作成するインターネットのホームページにおいて、教育振興基本計画を参照した。その上で、計画が教育振興基本計画であるか、高等教育や設置する公立大学への言及があるかについて、表2-1の基準で判定した。

なお、本調査はあくまでも予備調査であり、公表文献・資料について調査者において確認できたもののみを対象としており、当該自治体に照会を行って事実関係を確認したものではない。

表2-1 教育振興基本計画の策定状況についての判定基準

項目	確認する内容	基準にあてはまると判定する基準
A) 計画策定	教育振興基本計画を策定済	教育基本法17条第2項に定める教育振興に関する基本計画であるとの注記がある場合。
B) 高等教育	高等教育政策に言及がある	計画の中に、「高等教育」、「大学」等の文言があり、大学等の役割や存在意義について言及されている場合。
C) 公立大学	公立大学政策に言及がある	計画の中に設置する公立大学の名称あるいは県立大学等の文言が含まれており、公立大学の役割や存在意義、あるいは公立大学の設置・運営・活用への具体的な言及がなされている場合。

(2) 教育振興基本計画の策定状況

設置団体における教育振興基本計画の策定状況は表2-2（集計）、表2-3（設置団体の状況）のとおりである。留意点としては、自治体の中には、自治体の総合計画に含まれる教育に関する部分をもって教育振興基本計画として位置付けている場合もあると思われるが、本調査ではそういったケースの判断は保留し、教育振興基本計画に高等教育及び公立大学について言及のない設置団体とともに、自治体の総合計画等を参照し、表2-3に参考として計画名を示している。

なお事務組合については、首長が団体の管理者等となっている自治体の計画を調査した。

表 2-2 設置団体における教育振興基本計画の策定状況（集計）

自治体の種別	対象数	A) 計画策定	B) 高等教育	C) 公立大学
		教育振興基本計画が策定済	高等教育政策に言及がある	公立大学政策に言及がある
都道府県	43	38 (88%)	35 (81%)	15 (35%)
指定都市	8	7 (88%)	5 (63%)	3 (38%)
中核市	9	8 (89%)	5 (56%)	4 (44%)
その他の市	4			
事務組合	3	2 (67%)		
合計	67	55 (82%)	45 (67%)	22 (33%)

注) 判定はあくまでも調査者が入手した情報においてのみ行っている。
 カッコ内のパーセンテージは対象数を母数とする。
 空欄は0を示す。

(3) まとめ

あくまでも、調査者の把握した情報の範囲ではあるが、教育振興基本計画の策定は小規模市を除いて概ね進んでいることがわかる。また、都道府県を中心に高等教育への言及は多い。一方で、公立大学への言及は3割から4割程度にとどまっている。

多くの自治体で教育委員会が計画策定の事務を行っていることから、首長部局の所管する公立大学が計画に位置づけられにくい状況があるものと思われる。

計画の中で、「国立・私立の学校及び県立大学で行われる教育内容や学校経営等については、各校の独自性から、本計画には含んでおりません」としている岡山県や、教育振興基本計画において、「主な関連計画等」として法人の中期目標を挙げて公立大学に関する施策を譲った大阪府などの例からも、そういった状況が伺える。

表 2-3 設置団体における教育振興基本計画の策定状況（各設置団体の状況）

設置団体名		△ 計画策定	B 要警	C 公文書	教育振興基本計画 策定時期、計画期間	(参考) 総合計画等 策定時期、計画期間
1	北海道	○	○		北海道教育推進計画(改訂版) (H25.3 策定、H25～H29 年度)	
2	青森県	○	○		青森県教育振興基本計画(H26.3 策定、H26～H30 年度)	
3	岩手県	○	○		岩手の教育振興(H22.3 策定、 H21～H30 年度)	いわて県民計画(H21.12 策定、H21～H30 年度)
4	宮城県	○	○		宮城県教育振興基本計画(H22.3 策定、H22～H31 年度)	
5	秋田県	○	○	○	秋田県高等教育ビジョン(H17.9 策定)	
6	山形県	○	○		第5次山形県教育振興計画 (H23.3 策定、H23～27 年度)	第3次山形県総合発展計 画 短期アクションプラン (H25.3 策定、H25～28 年度)
7	福島県	○	○	○	第6次福島県総合教育計画 (H22.4 策定、H22～H26 年度)	
8	群馬県	○	○		群馬県教育振興基本計画(H21.3 策定、H21～H25 年度)	
9	茨城県	○	○		いばらき教育プラン(H23.4 策定、 H23～H27 年度)	茨城県総合計画「いきいき いばらき生活大県プラン」 (改定) (H24.3 策定、H23 ～H27 年度)
10	埼玉県	○	○		埼玉県教育振興基本計画(H21.2 策定、H21～H25 年度)	埼玉県5か年計画(H24.6 策定、H24～H28 年度)
11	千葉県	○	○		みんなで取り組む「教育立県ち ば」(H22.3 策定、H22～H26 年 度)	
12	東京都	○	○		東京都教育ビジョン(H25.4 策 定、H25～H29 年度)	2020年の東京 アクション プラン 2013(H25.1 策定、 H25～H27 年度)
13	神奈川県	○			かながわ教育ビジョン(H19.8 策 定、H19～38 年度)	
14	新潟県					新潟県「夢おこし」政策プ ラン(H25.6 策定、H25～ H36 年度)
15	富山県	○	○	○	富山県教育振興基本計画(H25.9 策定、H25～H29 年度)	
16	石川県	○	○	○	石川の教育振興基本計画(H23.1 策定、H23～H32 年度)	

第2章 予備調査

設置団体名		△ 計画策定	□ 高等教育	○ 公立大学	教育振興基本計画 策定時期、計画期間	(参考) 総合計画等 策定時期、計画期間
17	福井県	○			福井県教育振興基本計画(H23.9策定、H23～H27年度)	
18	山梨県	○	○	○	やまなしの教育振興プラン(H26.2策定、H26～H30年度)	
19	長野県	○	○		長野県教育振興基本計画(H20.11策定、H20～H24年度)	
20	岐阜県	○	○		岐阜県教育ビジョン(H20.12策定、H21～H25年度)	
21	静岡県	○	○	○	静岡県教育振興基本計画(H23.3策定、H23～H25年度)	
22	愛知県	○	○	○	愛知県教育振興基本計画(H23.6策定、H23～H27年度)	
23	三重県	○	○		三重県教育振興ビジョン(H23.3策定、H23～H27年度)	
24	滋賀県	○	○		滋賀県教育振興基本計画(H21.7策定、H21～H25年度)	
25	京都府	○	○		京都府教育振興プラン(H23.3策定、H23～H32年度)	明日の京都 中期計画(H23.1施行、H23.1～H27年度)
26	大阪府	○	○	○	大阪府教育振興基本計画(H25.3策定、H25～H34年度)	
27	兵庫県	○	○	○	ひょうご教育創造プラン(H21.6策定、H21～H25年度)	
28	奈良県					冊子 主な政策集(H26.2策定、H25～H28年度)
29	和歌山県	○	○	○	和歌山県教育振興基本計画(H21.3策定、H21～H25年度)	
30	鳥取県	○	○	○	鳥取県教育振興基本計画 アクションプラン(H25.3策定)	
31	島根県	○			しまね教育ビジョン21(H21年度)	島根総合発展計画「第2次実施計画」(H24.3策定、H24～H27年度)
32	岡山県	○	○		岡山県教育振興基本計画(H22.2策定、H22～H26年度)	
33	広島県					
34	山口県	○	○		山口県教育振興基本計画(H25.10策定、H25～H29年度)	
35	香川県	○	○		香川県教育基本計画(H23.3策定、H23～H27年度)	
36	愛媛県					
37	高知県	○	○	○	高知県教育振興基本計画(H21.9策定、H21～H25年度)	

第2章 予備調査

設置団体名		△ 計画策定	B 高等教育	C 公立大学	教育振興基本計画 策定時期、計画期間	(参考) 総合計画等 策定時期、計画期間
38	福岡県	○	○		福岡県教育施策実施計画(H25.3策定、H24～H28年度)	
39	長崎県	○	○	○	第二期長崎県教育振興基本計画(H26.2策定、H26～H30年度)	
40	熊本県	○	○	○	くまもと「夢への架け橋」教育プラン(H21.3策定、H21～H25年度)	
41	大分県					大分県長期総合計画(改訂版)(H24.1策定、H17～H27年度)
42	宮崎県	○	○		第2次宮崎県教育基本計画(H23.7策定、H23～H32年度)	
43	沖縄県	○	○	○	沖縄県教育振興基本計画(H24.7策定、H24～H33年度)	
44	札幌市	○			札幌市教育振興基本計画(案)(H26～H35年度)	札幌市まちづくり戦略ビジョン<戦略編>(H25.10策定、H25～H34年度)
45	横浜市	○	○	○	横浜市教育振興基本計画(H23.1策定、H22～H26年度)	
46	名古屋市	○	○	○	名古屋市教育振興基本計画(H23.3策定、H23～H26年度)	
47	京都市					京都市教育振興基本計画はばたけ未来へ! 京プラン実施計画(H24.3策定、H24～H27年度)
48	大阪市	○	○		大阪市教育振興基本計画(H23.3策定、H23～H32年度)	大阪市基本計画2006-2015(H17.12策定、H18～H27年度)
49	神戸市	○	○		神戸市教育振興基本計画(H21.3策定、H21～H25年度)	
50	広島市	○	○	○	広島市教育振興基本計画(H22.9策定、H22～H32年度)	
51	北九州市	○			北九州市子どもの未来をひらく教育プラン(H20.12策定、H21～H25年度)	
52	青森市	○			(仮称)青森市教育振興基本計画(H26.3策定、H26～H27年度)	「青森市新総合計画一元気都市あおもり 市民ビジョン」基本構想・前期基本計画(H23.8策定、H23～H27年度)
53	秋田市	○	○	○	秋田市教育ビジョン(H25.3策	

設置団体名		△ 計画策定	B 高等教育	C 公立大学	教育振興基本計画 策定時期、計画期間	(参考) 総合計画等 策定時期、計画期間
					定、H25～H29年度)	
54	高崎市	○			高崎市教育ビジョン(H20.4 策定、H20～H29年度)	第5次総合計画(後期基本計画)(H25.4 策定、H25～H29年度)
55	前橋市	○	○	○	前橋市教育振興基本計画(H25.2 策定、H25～H29年度)	
56	金沢市					金沢市第2次基本計画(H18.3 策定、H18～H27年度)
57	岐阜市	○	○	○	岐阜市教育振興基本計画(H25.3 策定、H25～H29年度)	
58	福山市	○	○	○	福山市教育振興基本計画(H24～H28年度)	
59	下関市	○	○		下関市教育振興基本計画(H23.9 策定、H23～H26年度)	
60	宮崎市	○			宮崎市教育ビジョン(H23.3 策定、H23～H29年度)	第四次宮崎市総合計画改訂版(H25.3 策定、H25～H29年度)
61	名寄市					名寄市総合計画(第1次)後期基本計画(H24.3 策定、H24～H28年度)
62	都留市					第5次都留市長期総合計画(H18.3 策定、H18～H27年度)
63	新見市					
64	尾道市					尾道市総合計画 第3次実施計画(H24.8 策定、H24～H26年度)
65	釧路公立 大学事務 組合	○			釧路市教育推進基本計画(H25.2 策定、H25～H29年度)	釧路市総合計画(H20.3 策定、H20～H29年度)
66	函館圏公 立大学広 域連合	○			函館市義務教育基本計画(H20.4 策定、H20～H29年度)	新函館市総合計画(H19.10 策定、H19～H28年度)
67	北部広域 市町村圏 事務組合					第4次名護市総合計画(H21.3 策定、H21～H30年度)

2 公立大学政策に関する設置団体担当者の問題意識

(1) 調査の方法

次に、公立大学の設置団体の担当者がどのような課題に対し問題意識を持っているのかを把握するために、設置団体の協議体である全国公立大学設置団体協議会の総会における協議議題を参考資料として取り上げる。同協議会の総会資料は、総会において文部科学省、総務省及び関連団体にも配布されており、参考とした議題は配布資料より収集したものである。

なお、全国公立大学設置団体協議会は、昭和53年7月20日、奈良県知事、愛知県知事、広島県知事、福岡県知事、横浜市長、大阪市長が発起人となり東京で設立総会を開催し発足した。その背景には、自治省が昭和46年度から普通交付税措置を通して公立大学への支援を開始したこと、また文部省が昭和48年から公立医科歯科大学へ、昭和50年からは看護系公立大学に経常費の補助を開始したことがあり、以来、これらの支援の強化を国へ要望することを目的として例年活動している（公立大学協会、2000）。

(2) 協議議題の内容

資料が入手できた平成19年以降の、全国公立大学設置団体協議会の総会における協議議題を一覧にしたのが表2-4である。

表2-4 全国公立大学設置団体協議会 総会提出協議議題一覧

出典：全国公立大学設置団体協議会 総会資料（平成19年度～24年度）

年度	議題	提案団体
平成19年度	大学の社会貢献・地域貢献について	神奈川県、札幌市
平成19年度	地方独立行政法人法第71条但し書き(理事長の任命の特例)の適用について	埼玉県
平成19年度	事務局職員のプロパー職員採用計画について	静岡県、広島県
平成19年度	職員の業績評価制度について	山形県
平成19年度	法人化に伴う経費について	富山県
平成19年度	新たな収入確保策について	宮城県
平成19年度	競争的な資金の獲得に係る取組み・体制について	札幌市
平成19年度	文部科学省科学研究費補助金の間接経費の用途について	埼玉県
平成19年度	公立大学法人評価委員会における利益処分にかかる方針について	京都府、島根県
平成19年度	運営費交付金の算定と年度評価結果について	島根県

第2章 予備調査

年度	議題	提案団体
平成19年度	運営費交付金ルール(退職手当の算定)について	静岡県
平成19年度	授業料免除の審査基準について	兵庫県
平成20年度	公立大学法人の運営について(役員会、経営審議機関、教育研究審議機関、教授会の関係について)	石川県
平成20年度	公立大学法人の施設整備について	静岡県、大阪市
平成20年度	公立大学法人における、設立団体からの財産出資後の、校舎等の建設工事に係る執行体制について	広島県
平成20年度	公立大学法人の役員・教員・固有職員にかかる共済費県負担分の支払いについて	島根県
平成20年度	大学独自の奨学金制度、特待生制度等について	三重県
平成20年度	共同学部・共同大学院設置に向けた取組みについて	兵庫県
平成20年度	大学院入試(修士課程)の試験科目等について	埼玉県
平成20年度	法人化の評価、検討状況について	埼玉県
平成20年度	法人化後の設置団体(議会)との関係について	三重県
平成20年度	暫定的な評価の実施について	岩手県
平成20年度	法人に対する評価結果の次期中期目標等への反映方法について	名古屋市
平成20年度	中期目標又は中期計画(運営費交付金ルールを含む)の見直しについて	福島県
平成20年度	運営費交付金の算定ルール等について	秋田県、熊本県
平成20年度	運営費交付金算定における人件費の補正について	京都府
平成20年度	法人の運営費交付金の算定ルールに関して	山形県
平成20年度	運営費交付金の債務の繰り越しについて	島根県
平成21年度	全国公立大学設置団体協議会のあり方について	秋田県
平成22年度	公立大学運営に係る財政対策について	茨城県
平成23年度	「地元(県内)就職率の状況」と「地元(県内)就職率向上のための取組み」について	茨城県
平成23年度	監査委員監査に係る地方自治法第199条第7項と地方独立行政法人法との関係について	京都府
平成23年度	第1期中期目標・中期計画期間終了時における積立金(剰余金)の取り扱いについて	下関市
平成23年度	法人化後の経営改善への取組み状況について	高知県
平成24年度	設置団体と設置大学との連携事例について	埼玉県

(3) まとめ

協議議題の数は年度により増減があるが、協議の時間配分や募集する議題数にも変化があるものと思われる。

総会における協議議題の傾向を分類したものが表 2-5 である。

表 2-5 協議議題の仮分類

大分類	小分類	年度（平成）						
		19	20	21	22	23	24	25
大学運営 関係	学部、大学院の設置、入試		2					
	授業料免除／奨学金	1	1					
法人運営 関係	法人化、法人運営	2	3			1		
	法人評価、評価と利益処分等の関係	2	3			1		
	運営費交付金／収入確保／経営改善	4	4		1	1		
	施設整備		2					
	プロパー職員採用／業績評価	2						
設置団体 関係	設置団体、議会との関係／県内就職率		1			1		
	設置団体と設置大学との連携／地域貢献	1					1	
	設置団体協議会の在り方			1				

協議議題としては法人運営関係の事務取扱が多くを占めている。特に法人評価と運営費交付金や、剰余金の関係、運営費交付金の算定ルールなどについて協議議題となっている。

大学運営に関しては、新たな学部の設置や入試、奨学金、授業料免除等、設置団体として対応が必要な項目が少数ながら挙がっている。

さらに、議会对応や設置団体協議会の在り方等、設置団体としての問題意識もいくつか議題として挙がっており、中でも平成 21 年度は「全国公立大学設置団体協議会の在り方について」、平成 24 年度は「設置団体と設置大学の連携事例について」と議題を 1 つに絞って集中的に協議を行っている。

3 設置団体との連携に関する公立大学の問題意識

(1) 調査の方法

予備調査の3点目として、設置団体が公立大学を活用する上で、公立大学側が設置団体の動きをどのように見ているか、問題意識を把握することも必要になる。

公立大学側、特に学長の問題意識を把握するには、すべての公立大学が、その学長を代表者として構成する公立大学協会の内部調査を参照するのが適切である。

公立大学協会では、平成25年度の重点課題の検討の基礎資料とするために、「平成25年度の重点課題に関するアンケート」（平成25年8月）を実施した。その中で、第1委員会の担当事項である「公立大学の存在意義に関する課題」に関連した設問の一つである「大学と自治体との連携のあり方について」を事前調査の内容として参照する。

設問は以下のとおりである。

設問

文部科学省のCOC事業の採択結果が発表されました。採択大学数は、国立22、公立14、私立15大学と、やや国立大学に重きが置かれた採択結果となっています^{参考資料1}。この結果については、今後分析を行ってまいります。公立大学の地域の知の拠点としての存在意義に関し、以下の問いでお尋ねいたします。

I-1-1. 大学と自治体との連携のあり方について

公立大学のCOC機能への取組みに関し、設置団体との連携関係や定期的協議の現状を踏まえ、課題とお考えのことがございましたら御記入ください。

(2) アンケート結果の概要

これに対して83大学中76大学の学長から課題を中心に何らかの考えが提示された。多様な論点が提示された回答を、以下の9つの観点で分類し、その概要をまとめた。

なお、設問の趣旨から、回答は原則として大学側が設置団体に対し課題と感じている事項となっているが、中には肯定的な意見表明も見受けられたので、◎印を付して区別している。

- ① 設置団体・大学のトップ協議
- 知事・県幹部職員と大学幹部教員との間の意見交換会を年1回実施（都道府県）しているがややマンネリ感があり、課題も多いので、分科会など突っ込んだ意見交換の場が求められている。
- 県とは、知事と学長の定期的な懇談会の開催、県と大学の連携企画会議の開催等、連携協力体制の構築をしてきたが、さらに強化して、地域社会の課題解決を図っていく

必要がある。

- 学長と知事とのコミュニケーションをとって同意を得ても、必ずしも実行には結びつかない場合もある。
- ◎ 設置団体である県との間で、地域の課題等について、知事と学長（理事長）が、定期的に、直接意見交換等を行う機会を設けるなど、設立以降、常に地域の課題解決に貢献することを念頭に置いて大学運営に取り組んでいる。
- ◎ 学長や事務局長が市長や副市長と必要に応じて会い、本学が「地（知）の拠点」としての機能を果たすために地域からどのような要望があり、大学としてなにができるかについて絶えず協議している。

② 設置団体の行政担当者との関係強化・情報共有

- 課題を設定した協議会を年数回実施することが必要。
- 大学と各部局の定期的な協議の場を欠き、課題の共有ができない。
- 設置団体の財政当局との折衝が間接的な形で、困難である。
- 県立大学であっても、県の情報がダイレクトに入って来ない部分もあり、県の担当者と密にコンタクトする必要性を感じている。
- 設置団体の行政計画について公立大学担当部署から情報収集を行う仕組みが必要。
- 設置団体である県、地元市の各種施策を展開する基本計画の策定に関与しその計画に大学との連携を位置づけでいく必要がある。
- COC 機能の成果を評価するシステムを大学と設立団体等とで共同して構築し実施していくことが、プロジェクトを適正に推進して行くための今後の課題となる。
- 地域貢献研究費は教員からの公募方式。今後は近隣自治体との連携を一層密にして地域課題の把握に努め、その問題解決に寄与する研究活動を推進する必要がある。
- ◎ COC の申請を通じて、設置団体との関係を強化できた。
- ◎ 法人化以後、設置団体 OB が企画総務担当理事となり、事務局長以下 10 数名の設置団体からの派遣職員の存在は設置団体との意思の疎通を図る礎となっている。

③ 総合的な施策課題についての連携

- 認定看護師の養成など喫緊の課題に対する連携は良好だが、大きな施策の部分で、連携、協議が不十分と感じている。
- 産学官連携については商工部局との連携が可能だが、設立団体の窓口は文教部局であり、幅広い地域課題についての組織的連携が実現できていない。

④ 設置団体の担当部署の専門性

- 自治体が、大学に関する明確な目標を欠いている。
- 設置団体の関係部署の幹部職員や事務担当者の交代が早い中で、いかに大学の機能や

役割を早く、深く理解してもらえることが重要。

- 設置者（自治体）において、大学を担当する部署を置き、専門スタッフを配置することが課題。

- ⑤ 地元自治体との関係
 - 立地する自治体とは協議の場があるが設置団体との間にはない。
 - 設立団体である県との連携に加えて、所在地地元自治体等からの様々な協力関係への対応にも大きな比重がかかっている状況である。

- ⑥ 財政支援
 - 設置団体からは地域貢献に対する支援がない。存在感ある地域貢献を果たすには、この領域への財政支援が必要である。
 - 学生らが地域で一定期間学習、生活する施設への改修、運営には自治体の支援が必要となる。

- ⑦ 地域貢献とのバランスや評価
 - 設置団体との連携の強化と大学の自治・自律性とのバランスが課題。
 - 一方的な貢献でなく、大学の教育、研究に結び付けていく貢献が必要。
 - あまりにも当該地域優先を設置団体から求められると教育が窮屈になりがちな弊害を感じている。
 - 自治体及び関連した団体の場合、経費支出・共同研究の評価法などにおいて行政上様々な制約や拘束がきわめて多く、自由な発想のもとでのアカデミックな協働を進める上で障害となる場合がある。

- ⑧ 連携の関係が教員任せとなっている
 - 教員達が各々の専門性を生かして県政にアドバイスすることを通して貢献してきたことが挙げられる。しかし、アドバイスだけでは施策化は進まない。
 - 自治体との連携を見直したところ、教員が組織的ではなく個別に対応しており、大学として把握ができていなかった案件が多くあった。

- ⑨ その他
 - ◎ 設置団体の政策課題に直接関与して学生の教育活動を展開できている
 - ◎ 設立目的が明確であり、設立団体との連携も取れ、地域貢献も十分果たしている。

(3) まとめ

①の設置団体・大学のトップ協議については多くの意見が寄せられているが、協議の場が持ちにくいという指摘と共に、会談が形式化するなどして、実際の施策に結びつかない場合もあるという意見もあった。一方で、協議が十分果たしていると評価している意見もあった。

②の設置団体の行政担当者との関係強化・情報共有については、公立大学の担当部局との定期的な協議や、大学が設置団体政策の積極的な情報収集を行うことが必要との意見があった。大学 COC 事業については、取組みの過程を通じてこれまでにない関係強化をはかることができた、市からの派遣職員が設置団体との意思疎通に大きな役割を果たしているという肯定的な意見が寄せられている。

③の総合的な施策課題についての連携では、大学の専門性が生かせる分野以外の総合的な政策課題に応えることへの意欲も示されている。

④の設置団体の担当部署の専門性の課題に関しては、人事異動での交代が早いことを背景として、専門性の蓄積ができていないとの指摘があった。

⑤の立地する地元自治体あるいは近隣の自治体との関係にも公立大学は気を配る必要がある場合がある。

⑥の財政支援に関しては、地域貢献活動に関する財政支援がなく、活動に支障があるとの指摘もあった。

⑦の地域貢献とのバランスや評価については、大学としての特性を無視したり、極端に地域貢献指向になることへの懸念が示されている

⑧の連携の関係については、教員の個人的な活動の範囲にとどまっており、組織的な対応がされていないことについての指摘があった。

⑨においては、良好な連携関係を示す回答もあった。

アンケート調査、訪問調査の項目設定等において、以上の大学（学長）側の問題意識を踏まえることが必要である。

<参考文献・資料>

公立大学協会、2000、『地域とともにあゆむ公立大学 公立大学協会 50年史』公立大学協会

第3章 公立大学設置団体及び公立大学へのアンケート調査

1 アンケート調査項目の設定・実施方法

本章では、公立大学の設置団体及び、公立大学に対し実施したアンケート調査について述べる。アンケート調査は、設置団体における公立大学の活用について、まず設置団体に回答を依頼し、公立大学に対しては設置団体の回答を補完するために、同項目について重ねて回答を求めた。

(1) アンケート調査項目の設定

第1章で述べたとおり、アンケート調査は、事前に実施した設置団体及び設置する公立大学への訪問調査の結果得られた情報を踏まえて行った。本報告書では、訪問調査の結果を次章に置いたので、調査順序と報告書の掲載順序が逆になっている。

調査項目は、本調査全体のテーマに即した「Ⅰ 設置団体における公立大学の活用」及び付帯的な事項を尋ねる「Ⅱ 公立大学の設置運営に関する詳細」の2部構成とした。

1) Ⅰ 設置団体における公立大学の活用

ここでは「公立大学の積極的活用」のための政策状況に関し、経営改善のフレームワークであるPDCAサイクルの考え方を援用し、設問の項目を構成した。

それぞれの項目を、表にまとめると以下のとおりとなる。

項目		設問の概要
P	公立大学政策に関わる中長期的な政策ビジョン	○ 公立大学政策を実施するにあたり踏まえるべき中長期の計画等は何かを尋ねた。 ○ 上で挙げた計画の記述内容がどのようなものかについて、内容として考えられる25の項目毎に「A) 現状認識や向かうべき方向」「B) 取り組まれるべき政策」「C) 達成すべき目標や指標」の3つの切り口で記述の有無を尋ねた。
D	活用の実績	○ 設置団体で公立大学の活用実績があれば、その概要について9の行政分野に分けて記入を求めた。
C	活用の評価とコミュニケーション	○ 活用実績をどのように評価しているか、あるいはその改善のために大学とどのようなコミュニケーションを行っているかについて、考えられる取組みを8項目列挙し、それぞれの取組みについて実施の有無と実施している場合その概要の記入を求めた。
A	さらなる活用に向けての改革・改善への支援	○ 公立大学の活用等に関し、改革・改善に向けてどのような支援等を行っているか、A) 設置団体での取組み、B) 設置団体と大学との連携、C) 設置団体から大学への支援の取組みの3つの取組みで項目を立て、活動の有無と内容の回答を求めた。

この他に「5. その他」として紹介したい事項等について自由記述形式で回答を求めた。活用実績に至らないまでも、ぜひ活用したいと思う公立大学のシーズ、逆に公立大学の何らかのシーズを使って解決したい政策課題なども自由に記載するよう求めた。

なお、円滑な回答を促すために、訪問調査結果をもとに回答例を作成し調査票と同時に送付した。

2) II 公立大学の設置運営に関する詳細

予備調査で明らかになったように、設置団体担当者の日常的な問題意識は、公立大学の法人化や法人及び大学運営の詳細な取扱い等におかれている。これらは、Iで尋ねた政策展開を支えるためにも重要な事項であると考えられるので、関連する設問を置くことにした。

設置団体については、設問を以下の項目に分けて設定した。

1. 公立大学法人（法人運営）について（本項は公立大学法人設立団体のみ）
2. 公立大学法人（運営費交付金）について（本項は公立大学法人設立団体のみ）
3. 公立大学法人（法人評価）について（本項は公立大学法人設立団体のみ）
4. 地方交付税措置について

「1. 公立大学法人（法人運営）について」では、各大学における法人化の経緯、法人化を契機にした組織改革、中期目標の策定、独自の職員採用や人事制度について調査した。

「2. 公立大学法人（運営費交付金）について」では、予算要求の形をはじめ、効率化係数、法人の自助努力の認定方法等を調査した。

「3. 公立大学法人（法人評価）について」では、評価業務について、作業量に対する負担感や、認証評価との重複感等について、担当者の意見を調査した。

「4. 地方交付税措置について」では、単位費用の額の妥当性他について調査した。

なお、大学の調査票には参考のために「5. 設置団体と連携を深めるためのマネジメント体制・組織について」という設問を追加しているが、設置団体政策の状況を調査するものでないことから本報告書ではその結果の掲載は割愛している。

(2) アンケート調査票の発出・集計方法について

アンケート調査票の発出・集計方法については、以下のとおりである。

	設置団体	公立大学
調査票 発出日	平成 26 年 1 月 15 日	平成 26 年 1 月 17 日
締切日	平成 26 年 2 月 3 日	平成 26 年 2 月 3 日
発出先	67 設置団体 ※1	83 公立大学
宛先	○ 設置協名簿に登録されている事務担当者 ○ 公設協に所属していない設置団体の公立大学担当者	○ 各大学が公立大学協会担当者として登録している職員
発送方法	電子メール	電子メール
回答数 (平成 26 年 3 月 24 日現在)	65 団体	82 公立大学
回答率	97.2%	98.8%
集計についての備考	※2～※3	

※1 複数の公立大学を設置する設置団体において、公立大学設置団体協議会に複数の担当部局に登録している場合は各部局に回答を依頼したが（該当団体：群馬県、奈良県、沖縄県、神戸市）、集計は設置団体ごとに行ったため、67 としている。

※2 設置団体に送付した 1 通の調査票に対し、設置大学ごとにそれぞれ回答があった設置団体もある（該当団体：岐阜県、高知県）が、回答数をカウントする場合は、内容をまとめ、1 団体の回答とした。

※3 回答が得られなかった項目については、各団体が設置する大学からの回答をもって代替した。なお、このことについては、各設問・回答まとめにも付記した。

2 アンケート調査 I 設置団体における公立大学の活用(結果概要)

アンケート調査 I 「貴自治体における公立大学の活用について」において、設置団体に対し、主として以下の項目でアンケート調査を行った。

- I 設置団体における公立大学の活用について
1. 公立大学政策に関わる中長期的な政策ビジョン (PDCA の P)
 2. 活用の実績 (PDCA の D)
 3. 活用の評価とコミュニケーション (PDCA の C)
 4. さらなる活用に向けての改革・改善への支援 (PDCA の A)

本調査では、PDCA サイクルのモデルを援用し、活用の段階を4段階に分けて項目立てをしている。

以下、項目ごとに設問への回答の概要を主にレーダーチャート等を用いて概括する。それぞれの回答結果の詳細は、資料編に掲載した。

注) アンケート調査では、設置団体と同時に、公立大学にも同一の設問でアンケートを実施しているが、結果についてはまず設置団体の回答結果を集計し、読みとれない箇所について、大学からの回答で代替した。なお、公立大学からの回答自体は、設置団体の回答との比較分析等に活用される予定である。

1. 公立大学政策に関わる中長期的な政策ビジョン（PDCAのP）

設問

ご担当課において、公立大学政策を実施するにあたり踏まえるべき中長期の計画等を1つ選び、以下の内容についてご教示ください。(複数提示することが必要な場合は、本設問部をもう一部作成してください)

(1) 計画等の名称：

(2) 策定年月：

(例：平成17年策定、平成23年改訂)

(3) 計画等の性格（該当するものに○をお付け下さい）

- ① () 自治体の長期的ビジョン（概ね10年以上）
- ② () 自治体の中期的な計画（概ね5～10年程度）
- ③ () 教育基本法に基づき策定する教育振興に関する基本計画
- ④ () 公立大学に関する政策目標
- ⑤ () 公立大学法人の中期目標等
- ⑥ () その他 ()

(4) 計画等を担当する課・係等の名称：

(5) 計画等に言及されている事項：

計画等に言及されている事項について、現状認識や基本的に向かうべき方向について述べられている場合は **A) 問題意識・基本方向** に、取り組まれるべき政策まで言及されている場合は **B) 施策** に、達成すべき目標や指標がある場合は **C) 数値目標・評価指標** 欄にそれぞれ○をお付け下さい。

<p>① 地域課題</p> <p>1 地域の18歳人口の減少</p> <p>2 地域のグローバル化</p> <p>3 地域の初等中等教育</p> <p>4 地域の進学者の動向</p> <p>5 地域の産業等の課題</p> <p>6 地域の高等教育の連携</p>	<p>③ 地域活動・貢献、研究</p> <p>15 課外活動・地域活動</p> <p>16 地域貢献（生涯学習）</p> <p>17 地域貢献（学術拠点）</p> <p>18 地域貢献（産官学連携）</p> <p>19 研究力の強化</p>
<p>② 大学の教育内容</p> <p>7 大学の特色の明確化</p> <p>8 入学者受入（学生募集）</p> <p>9 入学者受入（入学者選抜）</p> <p>10 教育内容・方法</p> <p>11 教育内容・方法（教養教育）</p> <p>12 教育内容・方法（専門分野）</p> <p>13 人材輩出（育成する人材像）</p> <p>14 人材輩出（就職・進学）</p>	<p>④ 大学運営・大学への支援</p> <p>20 大学の評価、情報公表</p> <p>21 法人化に関すること</p> <p>22 業務の効率化</p> <p>23 設置団体の支援方策</p> <p>24 設置団体の財政措置</p> <p>25 設置団体独自の奨学金</p>

(6) 策定にあたり行ったこと（複数回答可）

- ① () 設置する公立大学から意見を聴取した
- ② () 法人の評価委員会の意見を参考にした
- ③ () 法人の中期目標とリンクさせた
- ④ () 住民からの意見公募等を行った
- ⑤ () その他 ()

(7) 上記の計画に関する資料（可能なら電子データ）をご提供ください

(8) その他、設置する公立大学に関し、自治体側で定めた設置理念・政策目標等があればその資料をご提供ください。

回答結果

(1)～(4) (結果一覧) (北海道の設置団体のみ。全体は資料編に掲載)

設置団体名	(1)計画等の名称	(2)策定年月	(3)計画等の性格	(4)課・係等
北海道	北海道公立大学法人札幌医科大学「中期目標」(第2期中期目標期間:平成25年度～平成30年度)	平成24年12月策定	⑤公立大学法人の中期目標等	北海道総務部法人局大学法人室
釧路公立大学事務組合(各町略)	釧路市総合計画	平成20年3月	①自治体の長期ビジョン(概ね10年以上)	都市経営課
函館圏公立大学広域連合	公立大学法人公立はこだて未来大学第2期中期目標	平成25年11月	⑤公立大学法人の中期目標等	事務局管理課
名寄市	新名寄市総合計画(第1次)	平成19年3月策定(平成24年3月後期基本計画策定)	②自治体の中期的な計画(概ね5～10年程度)	総務部企画課
札幌市①	札幌市まちづくり戦略ビジョン(ビジョン編、戦略編)	平成25年策定	①自治体の長期ビジョン(概ね10年以上)	市長政策室政策企画部企画課
札幌市②	公立大学法人札幌市立大学中期目標・中期計画(第二期)	平成23年策定	⑤公立大学法人の中期目標等	市長政策室政策企画部企画課

(3) 計画等の性格 (集計) ※複数回答あり

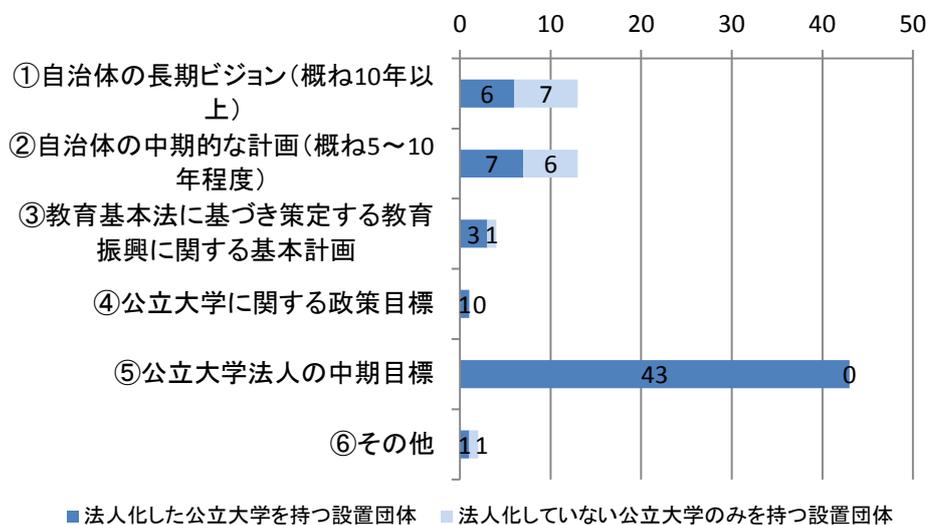


図3-1 公立大学政策を実施するにあたり踏まえるべき中長期の計画等の性格

※本集計における法人化した公立大学を持つ設置団体の総数は52(提出のなかった2団体を除いた数)、法人化していない公立大学のみを持つ設置団体の総数は13である。

[その他として記載された内容]

- 医療法第30条の4第1項の規定による医療計画
- 法人の改革に関する計画

(5) は次ページから掲載

(6) 策定にあたり行ったこと (集計) ※複数回答あり

以下は中期目標を除く計画についてのみ集計を行う (中期目標以外の計画に対する回答の総数: 29)。中期目標については、法定事項 (①、②) については、行っているという回答であったほか住民からの意見公募等を行っている団体も 11 団体みられたので付言しておく。

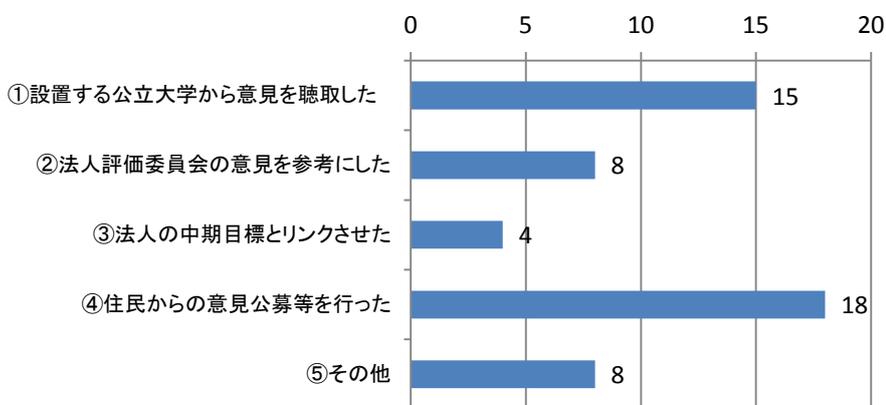


図 3-2 策定にあたり行ったこと

[その他として記載された内容]

釧路公立大学事務組合	町内在住の大学生からの意見聴取
群馬県(群馬女大)	大学の基本的運営方針の提示
千葉県	大学策定の「千葉県立保健医療大学将来構想」を踏まえた。
都留市	設置する公立大学学長を長期総合計画審議会の委員に委嘱し、意見を聴取した
広島市	広島市総合計画審議会での審議
福山市	計画全体として、住民からの意見公募等を行った
福岡県	県、大学、外部有識者で構成する準備委員会で審議
北九州市	学長含めた大学教員が審議会の委員となり、基本構想 策定に参画。

(5) 計画等に言及されている事項

① 地域課題

- | | |
|---|-------------|
| 1 | 地域の18歳人口の減少 |
| 2 | 地域のグローバル化 |
| 3 | 地域の初等中等教育 |
| 4 | 地域の進学者の動向 |
| 5 | 地域の産業等の課題 |
| 6 | 地域の高等教育の連携 |

表は、上記の各項目について、以下の A、B、C それぞれの点が、言及されているとして○をつけた設置団体の割合を示している。

なお、中期目標についての回答とそれ以外の計画についての回答では、位置づけが大きく異なると考えられるため、両者を区別して集計した。これ以降の集計においても同じ。

- A: 問題意識・基本方向
- B: 施策
- C: 数値目標・評価指標

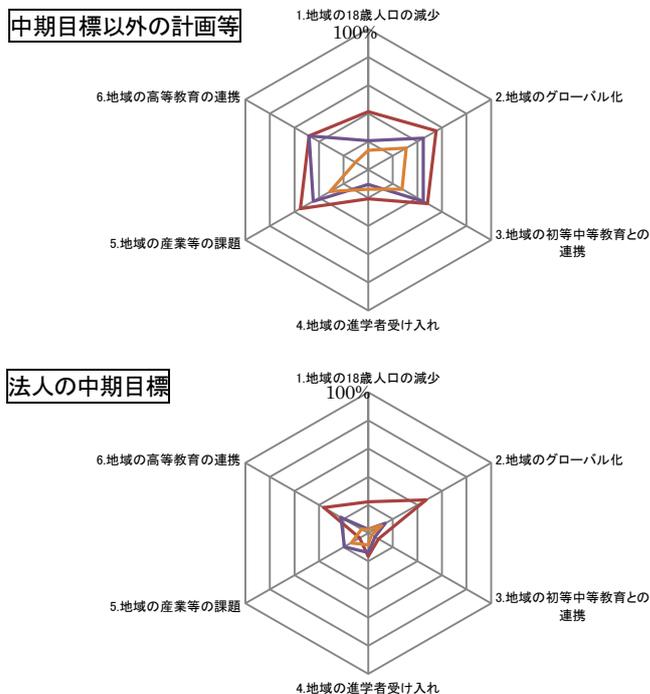


図 3-3-1 公立大学政策を実施するにあたり踏まえるべき中長期の計画等の中で言及されている項目の割合（地域課題）

② 大学の教育内容

- | | |
|----|---------------|
| 7 | 大学の特色の明確化 |
| 8 | 入学者受入（学生募集） |
| 9 | 入学者受入（入学者選抜） |
| 10 | 教育内容・方法 |
| 11 | 教育内容・方法（教養教育） |
| 12 | 教育内容・方法（専門分野） |
| 13 | 人材輩出（育成する人材像） |
| 14 | 人材輩出（就職・進学） |

- A: 問題意識・基本方向
- B: 施策
- C: 数値目標・評価指標

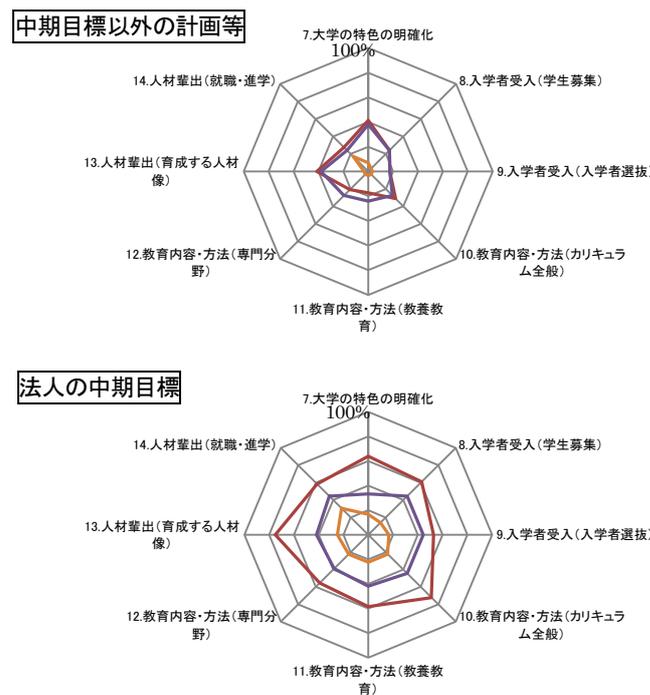


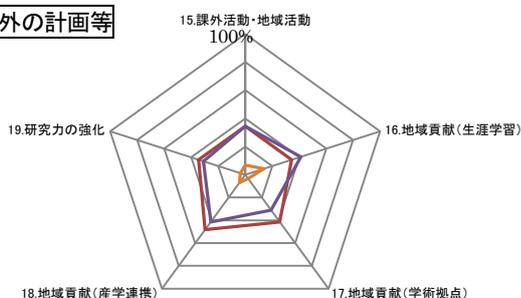
図 3-3-2 公立大学政策を実施するにあたり踏まえるべき中長期の計画等の中で言及されている項目の割合（大学の教育内容）

③ 地域活動・貢献、研究

- 15 課外活動・地域活動
- 16 地域貢献（生涯学習）
- 17 地域貢献（学術拠点）
- 18 地域貢献（産官学連携）
- 19 研究力の強化

- A: 問題意識・基本方向
- B: 施策
- C: 数値目標・評価指標

中期目標以外の計画等



法人の中期目標

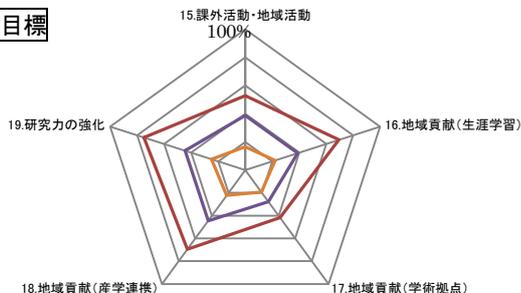


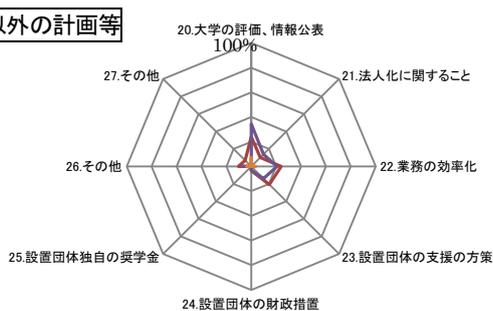
図 3-3-3 公立大学政策を実施するにあたり踏まえるべき中長期の計画等の中で言及されている項目の割合（地域活動・貢献、研究）

④ 大学の運営・大学への支援

- 20 大学の評価、情報公表
- 21 法人化に関すること
- 22 業務の効率化
- 23 設置団体の支援の方策
- 24 設置団体の財政措置
- 25 設置団体独自の奨学金
- 26 その他
- 27 その他

- A: 問題意識・基本方向
- B: 施策
- C: 数値目標・評価指標

中期目標以外の計画等



法人の中期目標

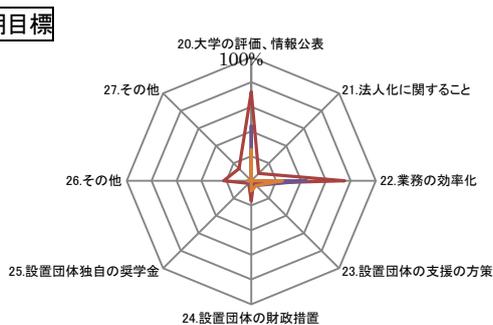


図 3-3-4 公立大学政策を実施するにあたり踏まえるべき中長期の計画等の中で言及されている項目の割合（大学の運営・大学への支援）

まとめ

本設問では、設置団体が公立大学政策を実施するにあたり踏まえるべき計画について問うたが、「計画の性格等」について選択肢に「⑤公立大学法人の中期目標等」を設けた結果、法人化した公立大学を設置する団体の、82.6%が⑤について回答してきた。中期目標の策定は地方独立行政法人法第25条及び第78条に基づく法定事項であり、公立大学法人が設置する大学を所管していれば必ず実施していることである。

また、⑤として回答した設置団体の、「(6)策定にあたり行ったこと」における回答では、すべての団体が「①設置する公立大学から意見を聴取した」に○をつけているが、これも法定事項である。

これらのことを踏まえると、この設問から設置団体が自ら設置する公立大学をどの程度積極的に活用しようとしたかは読み取りづらいが、逆に考えれば、設置団体が公立大学とのコミュニケーションを考える際、中期目標策定のプロセスは多くの団体で主要と考えられていると読める。

「(5)計画等に言及されている事項」への回答でも、例として設定した25項目に対し、具体的な言及は、中期目標においてより幅広くかつ積極的に言及されていることが把握できた。また、計画等を担当する課・係等の名称は、設置団体の規模のほか、事務体制や大学の分野に応じてさまざまであった。課室レベルの名称に「大学」が入っている設置団体も8団体ある。

計画等での言及の内容については、まず中期目標以外の計画に着目すると、地域の課題や、地域貢献については、どちらもおおむね4割の設置団体で言及があるなど、比較的積極的に言及がなされる一方、「入学者受入(学生募集、入学者選抜)」や、「教育内容(カリキュラム、教養教育、専門分野)」についての言及の割合は、あまり積極的に行われていない。また、大学の組織体制等に関する「業務の効率化」「設置団体の支援の方策」「設置団体の財政措置」「設置団体独自の奨学金」についても、あまり言及は見られない。

他方、中期目標における言及を見ると、入学者受入や、教育内容については、6割程度の設置団体で言及がなされている。また、大学の組織体制等に関する各種項目に関しては、中期目標において「大学の評価、情報公表」と「業務の効率化」で7割を超えて積極的な言及がなされているが、その他の項目ではあまり積極的な言及は見られない。

また全体として、中期目標以外の計画では、施策や数値目標等まで具体的に言及されている例は少ない。

2. 活用の実績 (PDCAのD)

設問

貴設置団体において、公立大学の活用実績があれば各行政分野毎に、主な内容をご記入ください。例) ビジョン策定作業やそのための調査研究を委託、各種委員会等への参加、教育機能の活用、研究成果の活用、施策実施に関する調査研究等の委託、学生の活用等。回答例も合わせてご参照願います(欄は適宜広げていただいて結構です)。

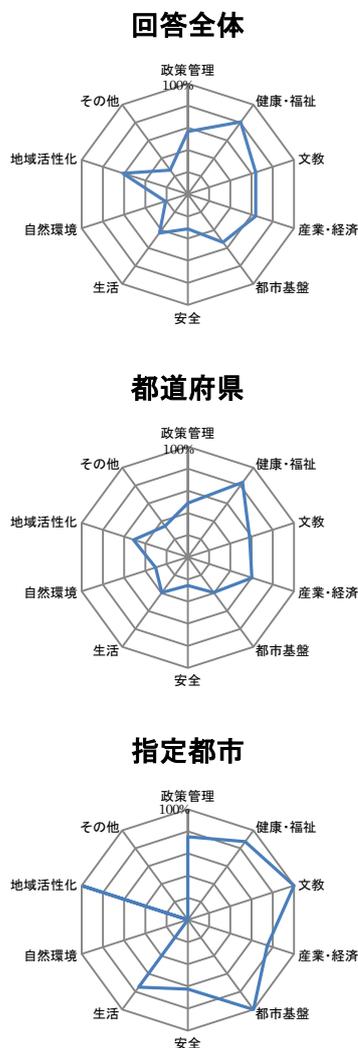
	分野	項目の例	活用実績、内容
1	政策管理	行財政、内部管理、人事、行政改革、広報、政策(行政)評価	
2	健康・福祉	医療、健康づくり、看護、食品衛生、高齢者、障害者、児童・母子福祉、生活保護	
3	文教	幼児教育、義務教育、高等学校等、生涯学習、スポーツ、青少年健全育成、文化活動、文化財保護	
4	産業・経済	農林漁業振興、企業誘致、工業、商業、観光、雇用、労働環境	
5	都市基盤	都市整備、道路、港湾、建築、水辺環境、公園・緑地、交通網の整備、上下水道、エネルギー、情報・通信	
6	安全	防災、防犯、消防・救急、交通安全	
7	生活	公害対策、ごみ、消費生活、人権・平和、男女共同参画、国際化	
8	自然環境	環境保全、温暖化対策、獣害対策	
9	地域活性化	コミュニティ、広域行政、地域間交流、地域振興、ボランティア、住民協働、伝統文化継承	
10	その他、公立大学自体の活用等	自治体職員研修、教員として派遣、大学全体との包括的な連携協定等	

回答結果

以下は、設置した各政策分野の項目に、活用の実績・内容の記入があった割合を、自治体の種別ごとにまとめたものである。チャートの中心が0%、一番外が100%を示す。

また、右側には具体的な記述を抜粋して掲載しているが、ごく一部を引用したのみであり、詳細については資料編を参照されたい。

(活用実績・内容の記入があった割合)



(具体的な記述の例)

1. 政策管理
 - 県総合計画審議会の委員として参加し、県基本計画の策定・施策等の進行管理等に関与（青森県）
 - 学生が記者として西区の地域の魅力などを取材し、ホームページや地域情報誌でのPRを実施（札幌市）
2. 健康・福祉
 - 道で取りまとめた医師派遣要望について法人に対し派遣を要請。（北海道）
 - 県長寿社会課と連携して、国勢調査及び介護保険の認定状況のデータを分析し、「健康寿命」の算定を行う。（山形県）
3. 文教
 - 高大連携事業（県内高校生を対象とした大学での学習体験等）（宮城県）
 - SAT（学生アシスタント・ティーチャー制度）により、市内全小中学校で児童・生徒の放課後指導、学習サポートを実施（都留市）
4. 産業・経済
 - 札幌の都市イメージを生かした製品ブランド「札幌スタイル」の推進会議及びブランドマネジメント委員会へ教員が参加し、ブランド管理やプロモーション手法等について検討（札幌市）
 - 県が推進する産業集積プロジェクトの研究開発に参画、国際O-CHA 学術会議の共催（静岡県）
5. 都市基盤
 - 県企画課の地域・大学連携モデル事業の一環で、桐生市における「空き家」活用とまちづくりに関する調査研究（群馬県）
 - 町並み保存対策に係る調査研究を教員に委託（名古屋市）

(活用実績・内容の記入があった割合 (続き))

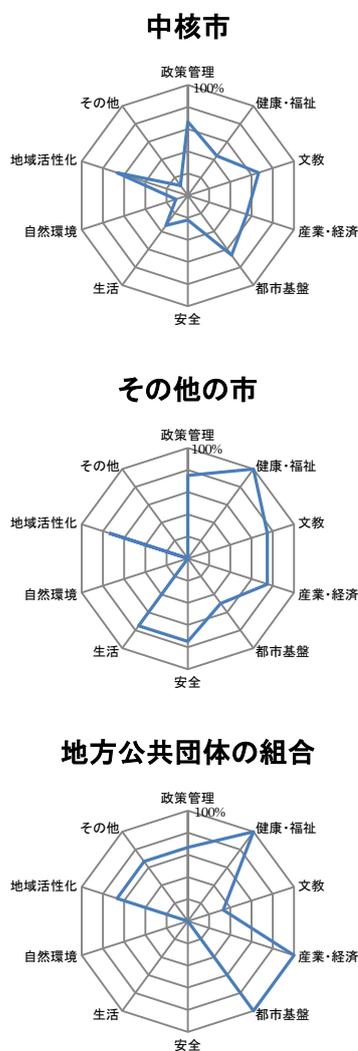


図 3-4 公立大学の活用実績・内容の記入があった割合 (自治体の種別ごと)

(具体的な記述の例 (続き))

6. 安全
 - 県と県立大学が連携し、中播磨地域ひょうご防災リーダー講座を開催 (兵庫県)
 - 「市民防災マニュアル」の作成への協力 (大阪市)
7. 生活
 - 玄界灘への漂着ごみ調査 (福岡県)
 - 環境美化に係る啓発活動に関する市の委託事業を実施。(尾道市)
8. 自然環境
 - 県担当部局とともに「八郎湖流域管理研究会」を構成、シンポジウムを開催するなど、八郎湖の水質汚濁改善を図っている。(秋田県)
 - 鳥取県独自の環境管理システム [TEAS (テス)] の審査機関として、企業や教育機関・団体等の環境経営に貢献 (鳥取県)
9. 地域活性化
 - 中山間地域対策事業の委託 (山口県)
 - まちなか教育活動センターを中心市街地に開設し、学生による喫茶店の経営及び活性化に資する行事の企画、実施 (高崎市)
10. その他公立大学自体の活用
 - 研究分野における連携協定の締結、設置団体職員研修 (静岡県)
 - 臨床教授として、地域看護学授業への講師派遣や意見交換会の出席など (神戸市)

まとめ

設置団体を自治体の種別で区分して活用実績の記載数を比較してみると、わずかながら、都道府県よりも市・組合において、公立大学が積極的に活用される傾向がみられた（都道府県 47.3%に対し、市 57.3%、組合 53.3%）。特に指定都市では、自然環境を除くすべての分野について、おおむね6割を超える設置団体で活用されている。また、自然環境分野は、都道府県でのみ活用事例が見られる。

地方公共団体の組合では、「安全」「生活」「自然環境」分野では活用された実績はない一方で、「健康・福祉」「産業・経済」「都市基盤」分野はすべての設置団体において公立大学が活用されている。

また「健康・福祉」、「産業・経済」及び「地域活性化」については、設置団体の区分に関係なく、公立大学が活用されている割合は総じて高い。

具体的な記載を見ると、全体を通じて、設置団体の各種審議会等に公立大学の教員が参加している例は、多数みられた。また、地域の政策課題や大学のシーズに応じて、調査研究の受託、公開講座、イベントの開催、講師派遣など、多様な形で活用されている。

3. 活用の評価とコミュニケーション (PDCAのC)

設問

公立大学の設置運営及び効率的な活用についての評価や、改善に向けてのコミュニケーションの方法等について実施しているものがあればその取組みの概要をご記入ください。

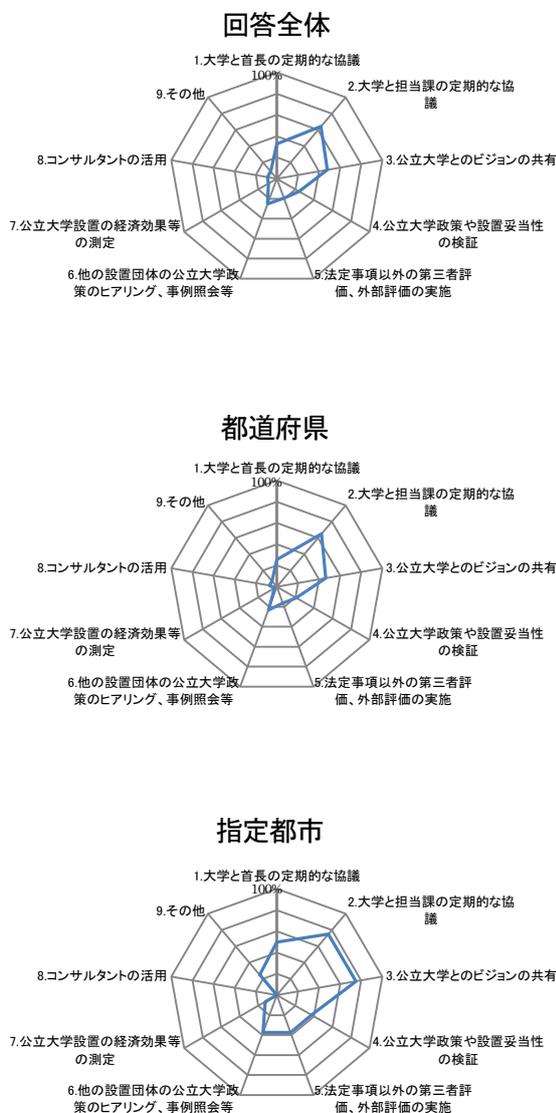
		有無	取組みの概要
1	大学と首長の定期的な協議 (実施間隔等も)		
2	大学と担当課の定期的な協議 (実施間隔等も)		
3	公立大学とのビジョンの共有		
4	公立大学政策や設置妥当性の検証		
5	法定事項以外の第三者評価、外部評価の実施 (例：住民評価、学生による評価) (実施年度等も)		
6	他の設置団体の公立大学政策のヒアリング、事例照会等 (実施年度等も)		
7	公立大学設置の経済効果等の測定 (実施年度等も)		
8	コンサルタントの活用 (時期、費用)		
9	その他		

回答結果

以下は、設置団体と公立大学のコミュニケーションに関して、設定した各項目に対し、有と回答のあった割合を、自治体の種別ごとにまとめたものである。チャートの中心が0%、一番外が100%を示す。

また、右側には具体的な記述を抜粋して掲載しているが、ごく一部を引用したのみであり、詳細については資料編を参照されたい。

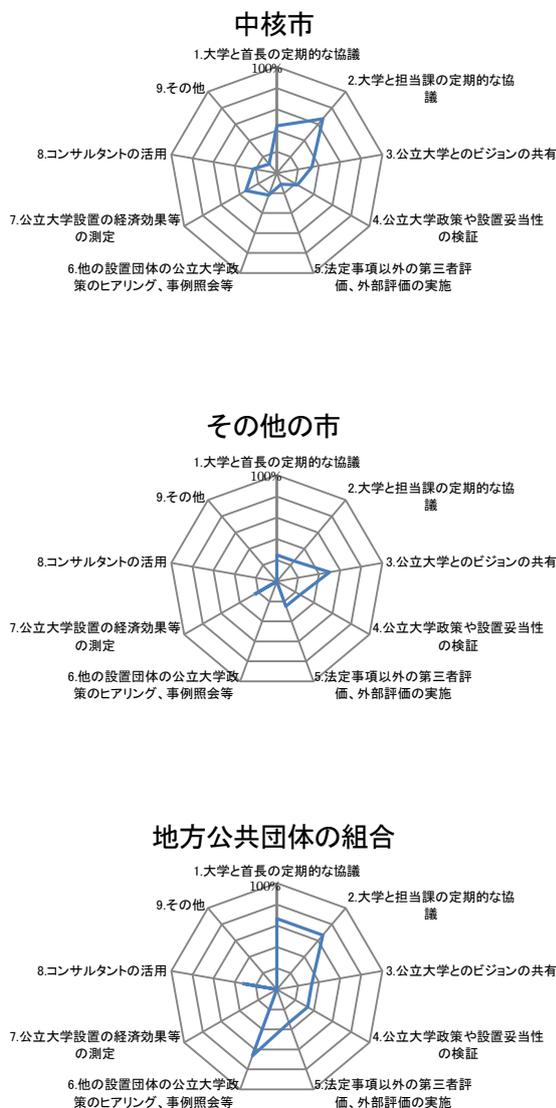
(取組みの概要の記入があった割合)



(具体的な記述の例)

1. 大学と首長の定期的な協議
 - 学長と知事との定期的な業務報告（面談）の開催（埼玉県）
 - 市長・理事長兼学長等をメンバーとする協議会を年1~2回実施していたが、平成24年度より未実施。現在は、協議会形式ではなく随時会見している。（大阪市）
2. 大学と担当課の定期的な協議
 - 県と大学との月1回の連絡会の開催（茨城県）
 - 定期的な協議は設定されていないが、協議は頻繁に実施している。（秋田市）
3. 公立大学とのビジョンの共有
 - 大学が大学幹部職員を対象に行った「大学マネジメントセミナー」に県健康福祉部長が「青森県における保健、医療及び福祉の課題解決に向けた、県と大学との連携の強化について」講演。（青森県）
 - 中期目標、年度計画の策定、各種重要計画の協議 など（前橋市）
4. 公立大学政策や設置妥当性の検証
 - 外部有識者を交えた大学運営協議会の開催（埼玉県）
 - 中期目標策定時に検証（横浜市）
5. 法定事項以外の第三者評価、外部評価の実施
 - 第二期中期目標（平成24年度）、新大学ビジョン（平成25年度）の策定にあたり、市民を対象にパブリックコメントを実施した。（大阪市）
 - コンサル業務の一環として「知的資本簡易診断」を行った。（北部広域市町村圏事務組合）

(取組みの概要の記入があった割合 (続き))



(具体的な記述の例 (続き))

- 6.他の設置団体の公立大学政策のヒアリング、事例照会等 (実施年度等)
 - 法人評価の実施方法等について事例照会 (三重県)
 - 平成25年度東京都、秋田県を訪問し、大学運営 (理事長の選考、学内の意思決定方法、教職員の処遇等) の状況についてヒアリングを実施 (島根県)
- 7.公立大学設置の経済効果等の測定 (実施年度等)
 - 平成21年度に北九州市産業経済局学術振興課が大学波及効果調査を実施 (北九州市)
 - 学生教員共同で尾道市産業連関表を作成し、尾道市の産業に対して与えている経済効果の分析を行った。(尾道市)
- 8.コンサルタントの活用
 - 千葉県立保健医療大学の整備等に係る調査検討事業 (千葉県)
 - 法人化移行支援 (H23~H24)、財務会計アドバイザー (H25) (前橋市)
- 9.その他
 - 神戸市教育委員会、市立博物館と大学でそれぞれ事業提携を結んでおり、事業推進のための定期的な協議を実施している。(神戸市)

図3-5 公立大学とのコミュニケーションについて有と回答のあった割合 (自治体の種別ごと)

まとめ

設置団体の首長と大学の定期的なコミュニケーションについては、市及び組合においては半数近い設置団体で首長と大学との定期的な協議の場が設けられている一方で、都道府県では25.6%に留まった。

担当者レベルの定期的なコミュニケーションは、その他の市を除いては6割を超えており、また無と回答した大学の中にも、定期的ではないが随時協議しているとの大学もいくつかある。

市においては特に、定期的ではないが随時協議している、との回答が見られた。

公立大学政策や設置妥当性の検証は、いくつかの設置団体で実績はあったものの、全体としては積極的な実施はされていなかった。

法定事項以外の第三者評価、外部評価については、いくつかの設置団体で実施されていたが、具体的な記載を見ると、学生による授業評価アンケートが最も多く、住民などへのアンケートが実施されている例はごく少数であった。

他の設置団体の公立大学政策のヒアリング、事例照会については、法人化や大学統合に関することも含め、他公立大学にヒアリングを実施した例がいくつか見られた。また、全国公立大学設置団体協議会での照会なども行われていた。

公立大学設置の経済効果等の測定や、コンサルタントの活用については、事例はあまりみられなかった。

4. さらなる活用に向けての改革・改善への支援

設問

公立大学の設置運営及び効率的な活用について、今後の改革・改善に向けての支援等について、A. 設置団体での取組み、B. 設置団体と大学との連携、C. 設置団体から大学への支援の取組みがあれば、項目毎にその内容をお示しください。

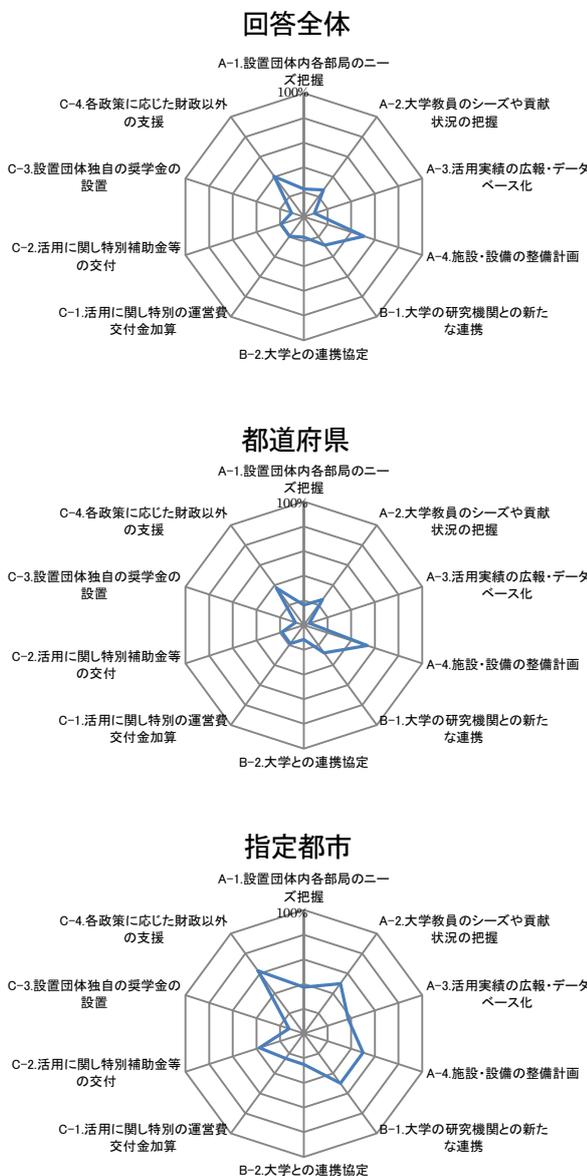
		有無	内容
A-1	自治体内各部局のニーズ把握		
A-2	大学教員のシーズや貢献状況の把握		
A-3	活用実績の広報・データベース化		
A-4	施設・設備の整備計画		
B-1	大学の研究機関との新たな連携（今後の予定、計画）		
B-2	大学との連携協定（今後の予定、計画）		
C-1	活用に関し特別の運営費交付金加算		
C-2	活用に関し特別補助金等の交付		
C-3	設置団体独自の奨学金の設置		
C-4	各政策に応じた財政以外の支援（人事を含む）		

回答結果

以下は、設置団体における公立大学のさらなる活用に向けての支援に関して設定した各項目に対し、有と回答のあった割合を、自治体の種別ごとにまとめたものである。チャートの中心が0%、一番外が100%を示す。

また、右側には具体的な記述を抜粋して掲載しているが、ごく一部を引用したのみであり、詳細については資料編を参照されたい。

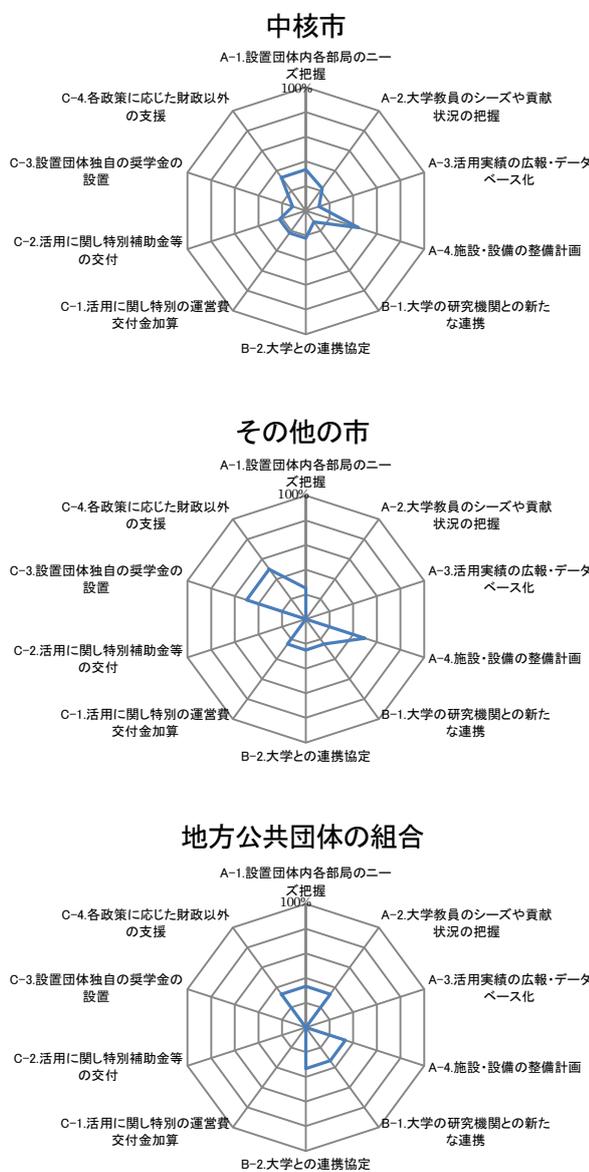
(内容の記入があった割合)



(具体的な記述の例)

- A-1.設置団体内各部署のニーズ把握**
 - 都各局の担当者が大学に出向き、局の重要施策や課題を説明する「アクションプログラム説明懇談会」の実施【年1回】(東京都)
 - 高知県立大学地域教育研究センターが県内各市町、教育機関、経済団体等に対してニーズ調査を行い、地域貢献ニーズ集を取りまとめている。(高知県)
- A-2.大学教員のシーズや貢献状況の把握**
 - 大学教員が都各局職員に向けて、都施策に資する研究等の提案を発表する「施策提案発表会」の実施【年1回】(東京都)
 - 本市と新たに連携して取り組みたい事業に関する調査を実施(横浜市)
- A-3.活用実績の広報・データベース化**
 - 大学において教員の研究内容や実績等を公表(富山県)
 - 市各部署と大学(札幌市立大学以外も含む)の連携状況を毎年調査、公表している(札幌市)
- A-4.施設・設備の整備計画**
 - 施設整備等についてのアクションプラン策定(京都府)
 - 老朽化に伴う校舎建替計画(長崎県)
- B-1.大学の研究機関との新たな連携**
 - 岐阜県が情報産業の拠点として整備した「ソフピアジャパン」のコア機能としての活用(岐阜県)
 - 都市政策研究所による各種調査委託、環境技術研究所での、産学官連携推進による地域産業の発展への貢献など。(北九州市)

(内容の記入があった割合 (続き))



(具体的な記述の例 (続き))

B-2.大学との連携協定

- 広島県立総合技術研究所との共同研究に関する覚書の締結 (広島県)
- まちづくり交流センターにおける連携及び協働に関する協定締結 (設立団体、大学、社会福祉協議会) (都留市)

C-1.活用に関し特別の運営費交付金加算

- COI-T (トライアル) に採択された県立大学の水素触媒電極の開発に対し、別枠の研究開発費を交付 (兵庫県)
- 県内全大学共用のサテライトキャンパス運営に係る交付金 (広島県)

C-2.活用に関し特別補助金等の交付

- 法人の医療機器取得を図る長期貸付金 (北海道)
- 大学の持つシーズを活かした地域貢献研究に対し補助金交付 (福井県)

C-3.設置団体独自の奨学金の設置

- 医師確保を目的とした奨学金制度の設定 (奈良県)
- 市内在住者を対象とした奨学金貸与制度 (都留市)

C-4.各政策に応じた財政以外の支援

- 大学での取り組みに対する県地域県政総合センターの協力・支援 (神奈川県)
- 文部科学省「地(知)の拠点整備事業」の実施に当たり、拠点施設を出資 (予定) (滋賀県)

図 3-6 公立大学のさらなる活用に向けての改革・改善への支援について有と回答のあった割合 (自治体の種別ごと)

まとめ

設置団体の公立大学の活用に向けてのさらなる支援として多く見られた回答は、施設・設備の整備計画であり、地方公共団体の組合が33.3%であるものの、その他はどの種別でも概ね半数程度の設置団体が有と回答してきた。

「A-1. 設置団体内での各部局のニーズの把握」や、「A-2. 大学のシーズの把握」については、指定都市では4割～5割程度で実施されており、設置団体担当者が大学に出向いて重要課題を説明する機会を設けている設置団体があるなどの先進事例もみられたが、全体としてはA-1が22.4%、A-2が26.9%と、あまり高い数値ではなかった。

その他の、大学との連携の状況や、通常の運営費交付金以外の財政支援等の項目では、全体で20%を超える項目はなく、あまり積極的な言及は見られなかったが、大学の特色ある取組みや、地域の課題に対応した取組について、運営費交付金を特別に加算したり、補助金を措置している設置団体もいくつか見受けられた。

3 アンケート調査Ⅱ 公立大学の設置運営に関する詳細(結果概要)

アンケート調査Ⅱ「公立大学の設置運営に関する詳細」において、設置団体に対し主として以下の項目でアンケート調査を行った。

Ⅱ 公立大学の設置運営に関する詳細

1. 公立大学法人（法人運営）について（本項は公立大学法人設立団体のみ）
2. 公立大学法人（運営費交付金）について（本項は公立大学法人設立団体のみ）
3. 公立大学法人（法人評価）について（本項は公立大学法人設立団体のみ）
4. 地方交付税措置について

以下、項目ごとに主な設問への回答の概要を主に円グラフ等を用いて概括する。それぞれの回答結果の詳細は、付録に掲載した。

原則として、母数は、1～3については公立大学法人を設立する設置団体 54、4については公立大学設置団体 67 である。ただし、設問によっては異なる場合は附記した。

注) アンケート調査では、設置団体と同時に、公立大学にも同一の設問でアンケートを実施しているが、結果についてはまず設置団体の回答結果を集計し、読みとれない箇所について、大学からの回答で代替した。なお、公立大学からの回答自体は、設置団体の回答との比較分析に活用される予定である。

回答結果

(1) 法人化の経緯について

法人化の経緯を選択肢形式で尋ねた。設置団体の意向が強く働いた順に①から③となる。

※ 複数回答があった3団体をダブルカウントしたため、母数は57となる

表 3-1 法人化の経緯について

①もっぱら設立団体の意向による	10
②設立団体・大学相互に協議の上	38
③大学側の法人化の希望を受けて	5
④その他	3
未回答	1
合計	57

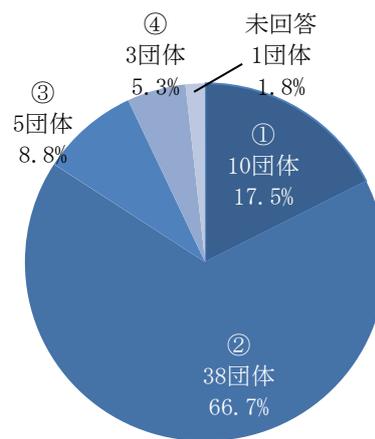


図 3-7 法人化の経緯について

(2) 大学のシステムの見直しや新組織の設置

法人化を機に行った組織の新設や改革等（法定事項を除く）を自由記述形式（複数回答可）で尋ね、読み取れたものを集計した。

表 3-2 法人化を機に行った改革

組織	教学関連	6
	運営・事務関連	20
	地域貢献	5
人事制度		10

(主な回答)

- 都立4大学を統合し、新大学「首都大学東京」を設立
- 事務局体制を再編
- 地域連携に関する組織を新設。
- 新制度の導入（任期制、裁量労働制、年俸制ほか）

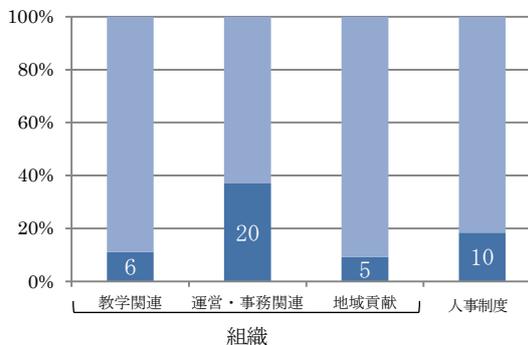


図 3-8 法人化を機に行った改革

(3) 大学の土地及び建物について

法人化に伴う、大学の土地、建物の取扱について、選択肢形式（一部自由記述形式）で尋ねた。

※ 複数の回答があった設置団体はその他にカウント。

表 3-3 大学の土地及び建物について

	土地	建物
出資■	43	39
貸与■	2	3
その他■	9	12
合計	54	54

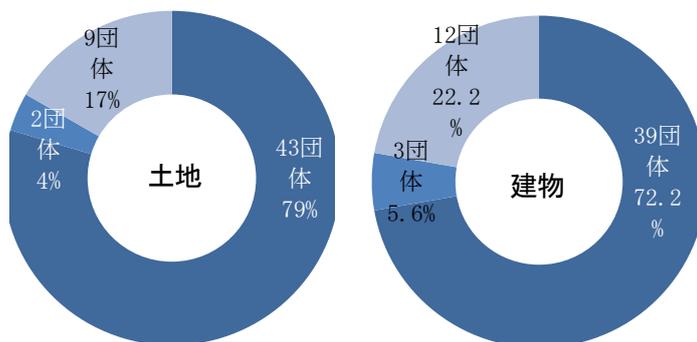


図 3-9 大学の土地及び建物について

(「その他」の主な回答)

- 小規模建物は設立団体からの無償譲渡
- (土地、建物とも) 自己所有
- 一部出資、一部指定管理 (建物)

(4) 中期目標策定プロセスについて

中期目標策定過程における法定事項「当該意見に配慮しなければならない」(地独法)をめぐり、実質的なプロセスを選択肢形式で尋ねた。

表 3-4 中期目標策定プロセスについて

① 設立団体側で案を作成し、法人の意見を聞きながら作業を進める。■	35
② まず法人側で素案を作成し、設立団体の担当部署で案として固める。■	13
③ その他 ■	6
合計	54

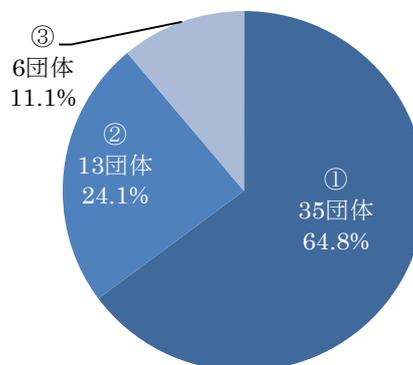


図 3-10 中期目標策定プロセスについて

(5) 派遣職員のローテーションについて

法人の職員数内訳、職員採用方針等に関し、自由記述形式で尋ねた。以下、読み取れたものを集計した。

○なんらかの職員の採用方針等を設定している

採用方針を設定している ■	35 (54 団体中)
---------------	-------------

上記 35 団体のうち、

○方針等を中期計画に明示している

中期計画に明示 ■	6
-----------	---

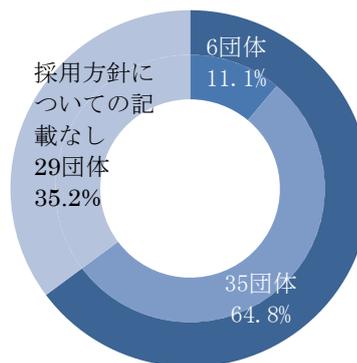


図 3-11 派遣職員のローテーションについて

(6) 教職員の定数管理に関する考え方について

教職員の定数管理に関し方針等について自由記述形式で尋ね、読み取れたものを集計した。
※設置団体に回答がない場合は大学の回答を参考にした（母数は 54）。

表 3-5 教職員の定数管理に関する考え方について

教職員の定数を計画や規程で管理している ■	9
法人化前の定数のまま管理を維持している ■	7
設立団体と協議を都度行う ■	2
教職員の採用は原則として欠員補充のみ ■	1
定数管理をしている旨の記載なし ■	35
合計	54

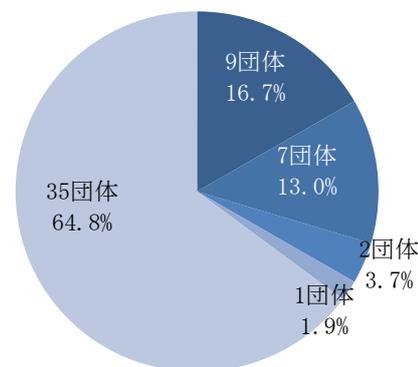


図 3-12 教職員の定数管理に関する考え方について

(7) 職員の給与制度について

法人採用職員の給与制度について、選択肢形式で尋ねた。

※大学によって制度が異なる等、複数回答のあった設置団体は「その他」に分類した。

表 3-6 職員の給与制度について

① 設立団体と同様の給与制度	36
② 独自の給与制度 (年俸制)	0
③ 独自の給与制度 (月給制)	10
④ 独自の給与制度 (その他)	4
⑤ 法人採用職員はいない	1
その他	3
合計	54

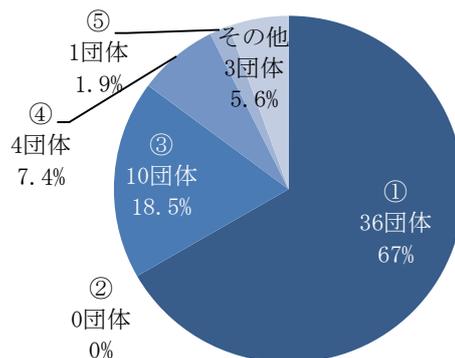


図 3-13 職員の給与制度について

まとめ

法人化は、設置団体による、公立大学の 신설・改組・統合に続いた大きな取組みである。そのプロセスも様々であったことは調査結果から見て取れた。法人化を「設置団体の意向による」と回答したのは17.5%、一方、66.7%が「相互に協議の上」と回答した。有識者会議等、外部から法人化を示唆されたケースもあったものの、概ね両者が歩調を合わせて法人化を迎えたことがわかった。

調査結果からは、組織及び人事に関して多くの改革が行われたことが把握できた。法人化と同時に全学を横断的にカバーする運営組織を設置するなど、学長のリーダーシップ強化のために法人化を活用した事例も見られた。他には地域連携組織や広報部門を新たに設置した大学があり、これは地域住民をはじめとしたステークホルダーに対しニーズ把握や教育研究成果の周知が重要視され始めた表れとも言えるだろう。人事に関する改革としては、教育公務員特例法の制約から離れたこともあり、任期制、裁量労働制、年俸制、外部者の登用等、独自の制度を設置した動きが見られた。その他には学長裁量経費など、学長のリーダーシップを後押しする制度の新設も見られた。

職員については、中期計画等で派遣職員から法人採用職員に切り替える方針を明示している設置団体がある一方で、設置団体との連携を図るために、職員を統括する事務局長等の役職者については、派遣を継続するとの回答がある。独自の職員採用を行うようになったのは、もちろん法人化以降であるが、制度開始から10年あまりしか経っておらず、今後は中堅以上の職員の育成も課題となることが予想される。これは給与制度とも無関係ではない。現在、67%が設立団体と同様の給与制度が法人採用職員に採用されているとの結果が出ているが、今後、独自の制度の構築を検討する必要があるかもしれない。

2. 公立大学法人（運営費交付金）について

設問

(1) 設立団体に対する予算要求について

各年度の予算編成にあたり、法人や大学側から実質的に予算要求を行う仕組みや協議の場があれば、その内容についてご記入ください。

(2) 運営費交付金について

- 一般運営費交付金以外に特別な区分がある場合、名称及び内容をご記入ください。

区分 A (名称: / 内容:)

区分 B (名称: / 内容:)

区分 C (名称: / 内容:)

- 中期目標期間内における運営費交付金の算定方法の見直し等について、当てはまるものをお選びください。

① 期間内は固定であり、効率化係数がある ◇どの部分にどれだけ ()

② 期間内は固定であり、効率化係数はない

③ 毎年度査定される ()

④ その他 ()

(3) 運営費交付金と自助努力の関連について

運営費交付金の算定と、外部資金獲得による収入増や自助努力による経費削減の関連について、当てはまるものをお選びください。

① 運営費交付金の算定は、自助努力による収入増・経費削減とは独立して行われる。

② 運営費交付金算定の際、自助努力による収入増・経費削減が考慮される。

③ その他 ()

(4) 中期目標期間終了時の目的積立金の取り扱い方について（第1期が終了した法人のみ）

法人の中期目標期間終了時の目的積立金について、承認や執行の状況（例えば、経営努力として全額承認した、大学が必要とする額については認めた、最終前年度までの目的積立金は最終年度中に全額執行した等）を以下にご記入ください。

(5) 消費税率の改定について

平成26年4月からの消費税率の改定に伴い運営費交付金措置について、何らかの考慮を行う予定がある場合は、その内容を記入ください。

回答結果

(1) 設立団体に対する予算要求について

公立大学の予算編成過程における設置団体への予算要求（交渉）の状況について、自由記述形式で尋ね、読み取れたものを集計した。

※いずれも分母は公立大学法人設置団体数の54。

※設置団体と公立大学の協議過程が見える回答を抜粋し、回答した設置団体数を集計した。

大学担当部局と法人が要求内容を協議・調整し財政部局に予算案を提出する	16
大学担当部局に提出された予算案をもとに大学担当部局が法人にヒアリングを行う	5
必要に応じて法人が財政部局に要求内容を直接説明できる機会を設けている	4

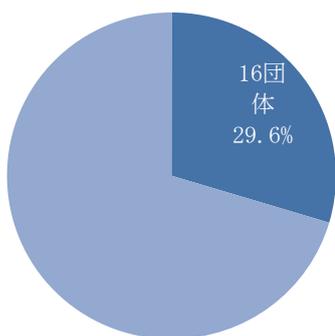


図 3-14

大学担当部局と法人が要求内容を協議・調整し財政部局に予算案を提出している設置団体数

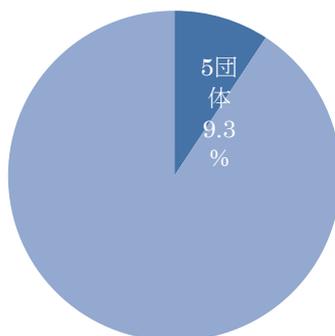


図 3-15

大学担当部局に提出された予算案をもとに大学担当部局が法人にヒアリングを行っている設置団体数

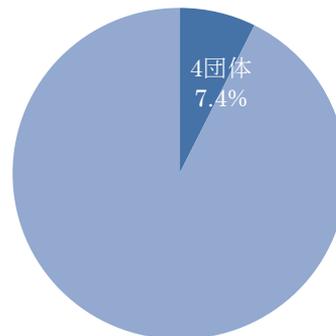


図 3-16

必要に応じて法人が財政部局に要求内容を直接説明できる機会を設けている設置団体数

(2) 運営費交付金について

運営費交付金についての特別区分の設置の有無及び内容、算定方法について、自由記述形式及び選択肢形式で質問した。※複数の回答があった設置団体はその他にカウント。

表 3-7 運営費交付金について

特別な区分を設置している	30
①期間内固定・効率化係数有	22
②期間内固定・効率化係数無	4
③毎年度査定される	13
その他	14
未回答	1
合計	54

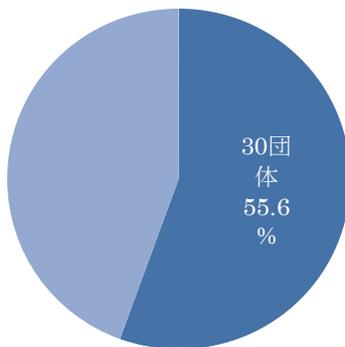


図 3-17 運営費交付金に特別区分を設けている設置団体

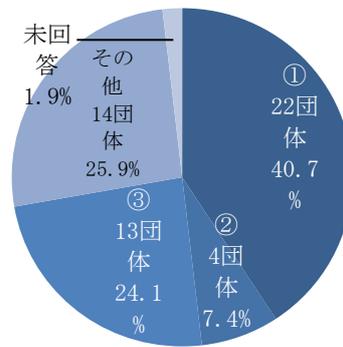


図 3-18 中期目標期間内における運営費交付金の算定方法の見直し等について

(3) 運営費交付金と自助努力の関連について

運営費交付金の算定において、自助努力分等が反映されるかを選択肢形式で質問した。

表 3-8 運営費交付金と自助努力の関係について

① 運営費交付金の算定は、自助努力による収入増・経費削減とは独立して行われる。 ■	33
② 運営費交付金算定の際、自助努力による収入増・経費削減が考慮される。 ■	15
③ その他 ■	6
合 計	54

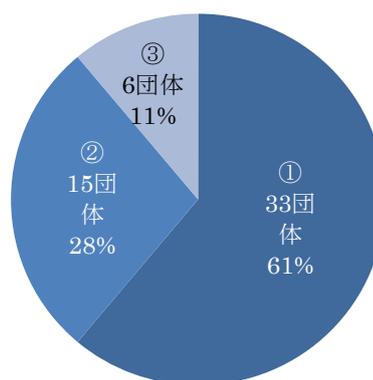


図 3-19 運営費交付金と自助努力の関係について

(4) 中期目標期間終了時の目的積立金の取り扱い方について (第1期が終了した法人のみ)

中期目標期間終了時の目的積立金の取り扱い方について自由記述形式で問い、読み取れたものを集計した。※平成24年度までに第1期中期目標期間を終えた法人の設置団体28の回答

表 3-8 目的積立金の取り扱い方について

経営努力として全額承認した ■	18
大学が必要とする額について繰越を承認した ■	6
その他 ■	4
合 計	28

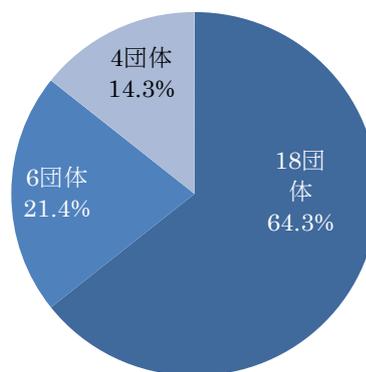


図 3-20 目標期間終了時の目的積立金の取り扱い方について (第1期が終了した法人のみ)

(5) 消費税率の改定について

平成26年4月1日から消費税率改定に伴い、運営費交付金の措置について考慮を行ったかを自由記述形式で尋ね、以下は読み取れた内容をカウントした。

※母数は公立大学法人設置団体数の54

なんらかの考慮がある	■	32
------------	---	----

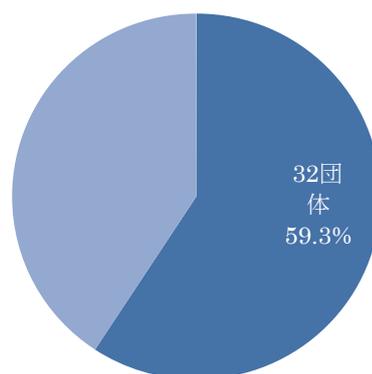


図3-21 消費税率の改定に伴い、運営費交付金の措置について考慮した設置団体

まとめ

設置団体と大学との関係を考える上で、運営費交付金の算定は重要な事項であるが、本アンケートでは算定のプロセス、算定の内容についても明らかになった。プロセスとしては、大きく「法人から大学担当部局に予算要求を行う」「大学担当部局と法人が要求内容を協議・調整し財政部局に予算案を提出」の2通りが見られた。前述のとおり、必要に応じて法人が財政部局に要求内容を直接説明できる機会を設けているケースも4団体に見られ、うち3団体は中核市であった。設置団体と公立大学の距離が近いために、財政当局との法人との直接交渉の場が設定されているのではと推察できる。算定については、中期目標期間内に固定した効率化係数がかけられている回答が最も多く、厳しい財政状況を反映していることが把握できた。

中期目標期間終了時の目的積立金については、18の設置団体から法人の経営努力として全額承認したとの回答が寄せられた。この中には、回答まとめにも示したとおり、業務実績評価の項目別評価において条件が課せられ、条件をクリアすれば認めた設置団体もあった。

3. 公立大学法人（法人評価）について

設問

- (1) 本アンケート回答部局と法人評価担当部局とが異なる場合、評価担当部局名をご記入ください。

担当部局名：

- (2) 法人評価委員会のメンバーについて

法人評価委員会のメンバーの人数、内訳について、下欄にご回答願います。

人数： 名

※うち 大学の教職員の経験者： 名

- (3) 法人評価委員会の運営や委員への説明等の事務に関し、課題とお考えのことがあればお書きください。

- (4) 法人評価における、認証評価結果の踏まえ方について

地方独立行政法人法第79条の定めにより、法人評価委員会が中期目標期間の評価を行うに際しては、認証評価機関による評価結果を踏まえることとされているなど、法人評価・認証評価の課題は複雑になっています。法人評価において、課題とお考えのことがあれば記入ください。

- (5) 国立大学法人評価に関しては、大学評価・学位授与機構で専門的見地から検討が行われておりますが、(4)でご回答いただいた課題等に関連して、改革すべき点とお考えのことがあれば記入ください。

- (6) 法人評価担当職員の人事や研修について、課題とお考えのことがあればお書きください。

回答結果

(1) 設置団体における法人評価を担当部局

アンケート回答部局（公立大学担当部局）と法人評価担当部局について、尋ねた。

※母数は公立大学法人設置団体数の54

大学担当部局と法人評価担当部局が異なる設置団体	9
-------------------------	---

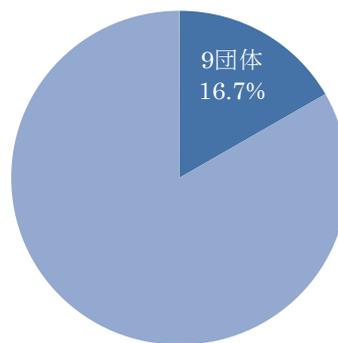


図 3-22 大学担当部局と法人評価担当部局が異なる設置団体数

(2) 法人評価委員会のメンバーについて

法人評価委員会の委員数及び大学教職員経験者について、それぞれ人数を尋ねた。

また、最も多かった「5名」の回答について、大学教職員経験者数の内訳を合わせて示す。

表 3-9 法人評価委員数

3名	1
5名	40
6名	7
7名	3
8名	2
10名	1
合計	54

表 3-10 法人評価委員数5名との回答40について、大学教職員経験者内訳

0名	1
1名	9
2名	16
3名	11
4名	3
合計	40

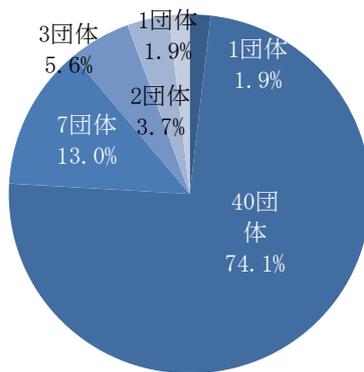


図 3-23 法人評価委員数

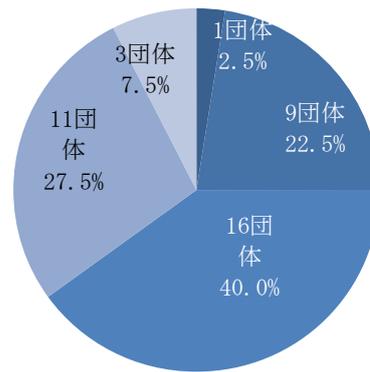


図 3-24 法人評価委員における大学教職員経験者数

(3) 法人評価委員会の運営や委員への説明等の事務に関する課題

設置団体の法人評価事務担当者が感じる課題について自由記述形式で尋ね、読み取れたものを集計した。

※母数は公立大学法人設置団体数の 54

課題あり	30
------	----

(主な内容)

- 評価にかかる業務量が膨大であり、委員の負担となっているため、評価作業の効率化が求められる。
- 大学関係者のヒアリングや意見交換を実施する際は、委員会出席者が多数になるため、委員会開催日等の日程調整が困難
- 委員交代の際、後任として公立大学法人評価等に見識のある人物を探すのに苦慮している。

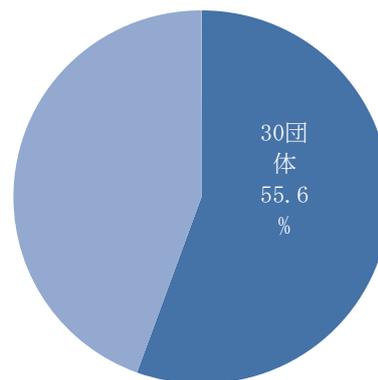


図 3-25 法人評価について課題を感じていると回答した設置団体数

(4) 法人評価における、認証評価結果の踏まえ方について

地独法第 79 条「法人評価における認証評価結果の踏まえ方」についての課題を自由記述形式で尋ね、読み取れたものを集計した。

※母数は公立大学法人設置団体数の 54

課題の記入あり	29
---------	----

(主な内容)

- 認証評価と法人評価のサイクルのずれ（中期目標期間内に認証評価を受けない可能性がある、認証評価の受審時期と法人評価実施時期が乖離しており効果的に活用できないなど）
- 2つの評価作業に伴う膨大な作業への負担感
- 評価項目の見直しや統合化等による作業の効率化
- 評価委員ごとに、地独法第 79 条にある「踏まえる」の定義や見解が異なること

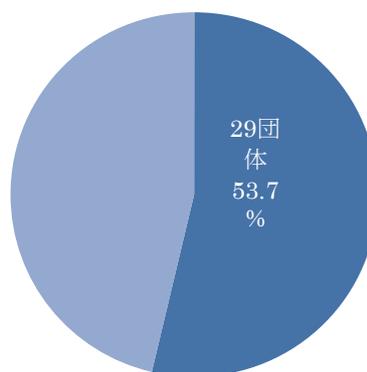


図 3-26 法人評価における認証評価に結果の踏まえ方について課題を感じていると回答した設置団体数

(5) 法人評価の課題等に関連して、改革すべき点

前設問で挙げられた課題に関連し、改革すべき点を自由記述形式で尋ね、読み取れたものを集計した。

※母数は公立大学法人設置団体数の54

改革すべき点について記入あり	16
----------------	----

(主な回答)

- (法人評価と認証評価の) 棲み分け、線引き、役割分担をなるべく明確にすべき。
- 「法人期間評価の際、認証評価の結果を踏まえる」とするのであれば、各評価の周期は統一した方が良いのではないか。
- 認証評価における評価項目等について、可能な範囲で簡素化するなど、法人評価業務の効率化や事務負担軽減等に配慮すべきではないか。

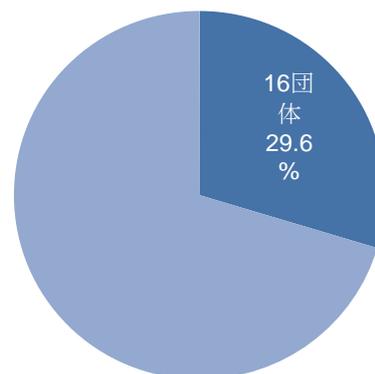


図 3-27 法人評価の課題等に関連して、改革すべき点を回答した設置団体数

(6) 法人評価担当職員の人事や研修についての課題

法人評価の担当職員に関し人事制度や研修制度についての課題を自由記述形式で尋ね、事関連及び研修関連についての回答をカウントした。

※母数は公立大学法人設置団体数の54

人事関連	10
研修関連	9

(主な回答)

- 大学で用いられる用語は専門的なものが多いため、県の人事においてはなるべく大学運営に携わったものを配属すべき
- 公設協や公大協のセミナー、研修会等を利用するなど、他団体や他法人の評価事務の実施例を学ぶことも重要

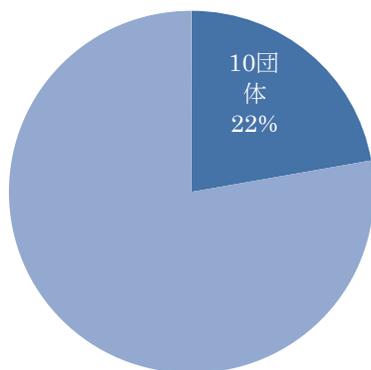


図 3-28-1 法人評価担当職員に関する課題を記載した設置団体数 (人事関連)

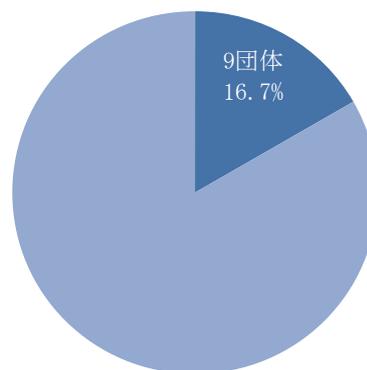


図 3-28-2 法人評価担当職員に関する課題を記載した設置団体数 (研修関連)

(7) 公立大学の設置運営に関し必要と思われる設置団体間での共通の取組みについて

公立大学に関する共通課題について設置団体が必要と感じる共通の取組みを自由記述形式で尋ね、読み取れたものを集計した。

※母数は公立大学法人設置団体数の54

課題あり	21
------	----

(主な回答)

- 評価に関する共通の指針や基準、評価作業マニュアル等
- 法人評価についてノウハウ、専門的知識を設置団体間で共有する取り組み
- 設置団体間での意見交換・情報共有の場の充実

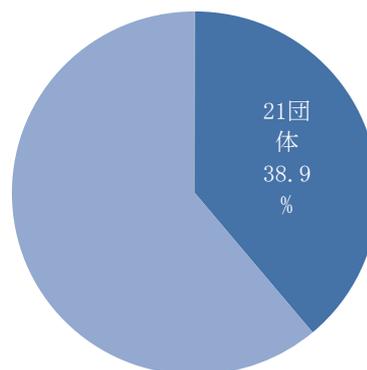


図3-29 公立大学の設置運営に関し設置団体間での共通の取組みが必要と回答した設置団体数

まとめ

公立大学法人評価については、9の設置団体から大学担当部局と法人評価担当部局が異なるという回答があった。このことにより、大学運営に関する知識や情報の共有に苦慮しているという意見が見られた。評価作業全般についての効率化は、公立大学としても問題意識として抱えているところだが、設置団体でも同様の意見が多く見られた。

また、法人評価委員数が6名以上の設置団体においては、和歌山県、長崎県、前橋市を除き、同一のメンバーで複数の地方独立行政法人の評価を行っている。各法人に対し適切な評価を行うためには、評価委員の専門分野を考慮して選出する必要があるため、委員数が多くならざるを得ない状況である。

設置団体の担当者からは、法人評価に関する意見交換・情報共有の場の設定のみならず、作業マニュアルやガイドラインの作成を望む意見も聞かれた。

4. 地方交付税措置について

設問

(1) 地方交付税の基準財政需要額について

設置する公立大学にかかる地方交付税の基準財政需要額の積算額(学生一人当たりの単価×学生数の和)について把握していればその額を記入ください。またその額は、貴団体の財政負担に対し十分なものになっているとお考えでしょうか。①及び②に○をご記入いただき、ご意見があれば、最下欄にご記入ください。

大学名(複数大学を設置している場合のみ2列目以降にもご記入ください)			
基準財政需要額の積算額(千円): ※年度もご記入ください。	千円 H 年度	千円 H 年度	千円 H 年度
① 基準財政需要額は財政負担に対し概ね適正			
② 基準財政需要額は財政負担に対し不足			
※その他ご意見がございましたら右欄にご記入ください			

(2) 単位費用の改定に伴う運営費交付金への反映について

平成25年度に、公立大学経常費の算定における種別補正が新設(人文系学部、保健系学部)されましたが、法人への運営費交付金に何らかの反映を行った場合は、その内容についてご記入ください。

(3) 交付税算定における授業料収入欠損分について

公立大学の授業料減免等に関し、基準財政需要額算定モデルでは、11.5%の授業料収入欠損を見込んでいますが、設置する公立大学の授業料減免に際し、何らかの参考にしている場合はその内容を記入ください。

回答結果

(1) 地方交付税の基準財政需要額について

基準財政需要額と、それに対する財政負担についてお感じのことを選択肢形式と自由記述形式を併用し尋ねた。

※母数は公立大学設置団体数の67

表 3-12 地方交付税の基準財政需要額について

①基準財政需要額は財政負担に対し概ね適正	23
②基準財政需要額は財政負担に対し不足	21
③その他（把握しているが意見なし）	4
複数大学を設置し各大学に関する回答が異なる	5
未回答等、把握していないと読み取れた回答	14
合計	67

(主な意見等)

- 施設の維持・大規模修繕にかかる経費は到底見込めない。
- 適正かどうかは判断しかねます
- 本県が大学に交付している運営費交付金の算定にあたっては、基準財政需要額を直接の算定根拠にはしていない。

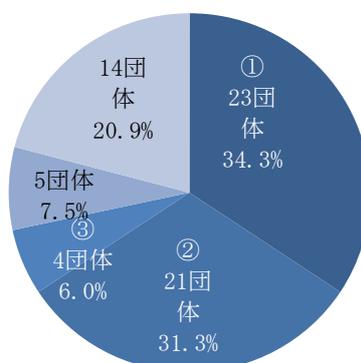


図 3-30 地方交付税の基準財政需要額についての意見

(2) 単位費用の改定に伴う運営費交付金への反映について

人文科学系学部と保健系学部の種別補正新設に伴い、運営費交付金について反映を行ったかを自由記述形式で尋ね、読み取れたものを集計した。

※母数は公立大学設置団体数の67

検討中	2
-----	---

(主な回答)

- 反映する予定であるが、法人と協議中
- 検討中
- 平成24年度の実績に基づき、6年間固定している

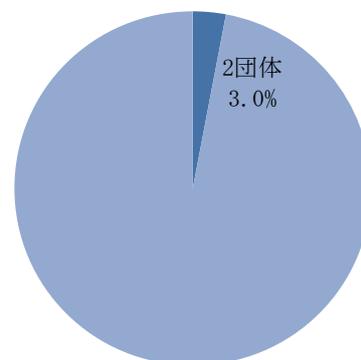


図 3-31 運営費交付金へ単位費用の改定を反映させる方向であると回答した設置団体数

(3) 交付税算定における授業料収入欠損分について

運営費交付金の措置について、基準財政需要額算定モデルで考慮されている11.5%の授業料収入欠損分が参考にされているかどうか、自由記述形式で尋ね、読み取れたものを集計した。

※母数は公立大学設置団体数の67

参考としている	2
---------	---

(その他の回答)

- 過去の実績を参考に算出している。
- 大学独自に授業料減免を定めており、参考にしていない。
- 財政力指数Eグループの設置団体の公立大学の授業料減免率
- 基準財政需要額算定モデルは参考としていないが、中期目標期間(第二期)6年間の運営費交付金の算定にあたり授業料減免を6.8%の減免率により見込んでいる。

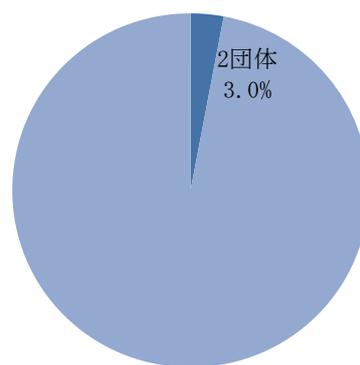


図3-32 交付税算定において授業料収入欠損分を考慮していると回答した設置団体数

まとめ

また、総務省から各設置団体に措置される地方交付税に関し、設置団体と大学それぞれに基準財政需要額に対する財政負担や、単位費用の改定に伴う運営費交付金への反映状況と、交付税算定における授業料収入欠損分について質問した。

本項目では、回答まとめについては、設置団体からの回答を示している。大学からは、国に対し「国が設置団体に対して財政措置を行い、設置団体の負担軽減に努めていただきたい」「基準財政需要額には、大学の施設の整備・維持に要する経費が含まれていない」との要望・意見があげられている。単位費用の設定については、全国公立大学設置団体協議会と連携を図りながら、総務省及び文部科学省に要望を行ってきた成果もあり、平成25年度には公立大学経常費の算定における種別補正が新設された。しかし、本調査の設置団体からの回答は、反映しないと読み取れたものが多く、今後、本協会からも設置団体協議会に対しより一層の現状の理解を図りながら措置について要望していくべきだと考える。

第4章 公立大学設置団体及び公立大学への訪問調査

1 訪問先・調査課題の設定

(1) 訪問先選定の観点

公立大学を設置する 67 の地方公共団体（都道府県、市、組合）から、以下に述べる観点から 6 団体（東京都、兵庫県、大分県、奈良県、都留市、新見市）7 大学（首都大学東京、兵庫県立大学、大分県立看護科学大学、奈良県立大学、奈良県立医科大学、都留文科大学、新見公立大学）を選び、訪問調査を行った。

観点 1：公立大学設置団体の人口と一般財源の規模（図 4-1）

東京都は、人口と一般財源の規模の両面で神奈川県や大阪府と比べても人口では約 1.3 倍、一般財源の規模では 3 倍強と他の団体と比べて突出しており、首都大学東京も公立大学の中では学生総数と大学総経費の両面で最大規模である。東京都には多数の国私立大学が集中していることも特徴的であり、東京都および首都大学東京を対象として日本最大の都市における公立大学の位置付けや活用について調査を行った。

次に、東京都を除く人口 500 万人以上の大規模道府県（神奈川県、大阪府、愛知県、埼玉県、千葉県、兵庫県、北海道、福岡県）から、直近の平成 25 年度に公立大学法人に移行した兵庫県立大学に着目し、自治体および大学双方から見た連携と法人化前後の変化について調査を行った。

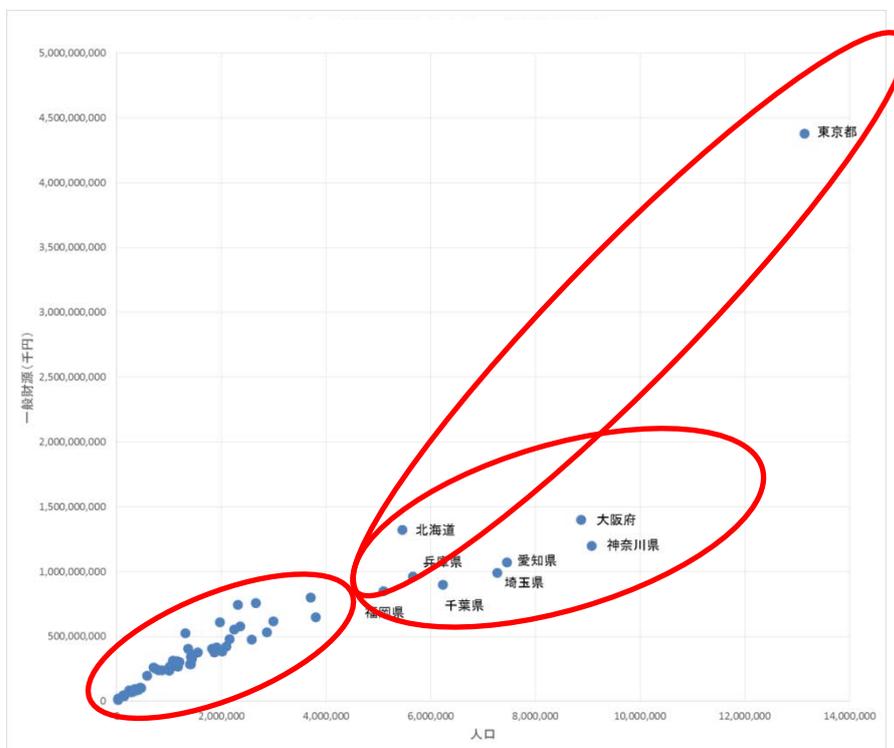


図 4-1 公立大学設置団体の人口・一般財源の分布

一方、人口 500 万人未満の中小規模の 34 府県の人口と一般財源の規模(図 4-2)からは、公立大学の特色として看護系、文科系、医科系の単科大学あるいは小規模大学が多いことに着目し、比較的同規模の自治体として大分県と奈良県を調査対象とした。大分県は大分県立看護科学大学を、奈良県は奈良県立大学と奈良県立医科大学を、いずれも単科大学として設置している。

なお、兵庫県立大学、大分県立看護科学大学、奈良県立大学は、平成 25 年度「地(知)の拠点整備事業」(大学 COC 事業)に採択されており、地域自治体との連携推進の取組みにも注目した。

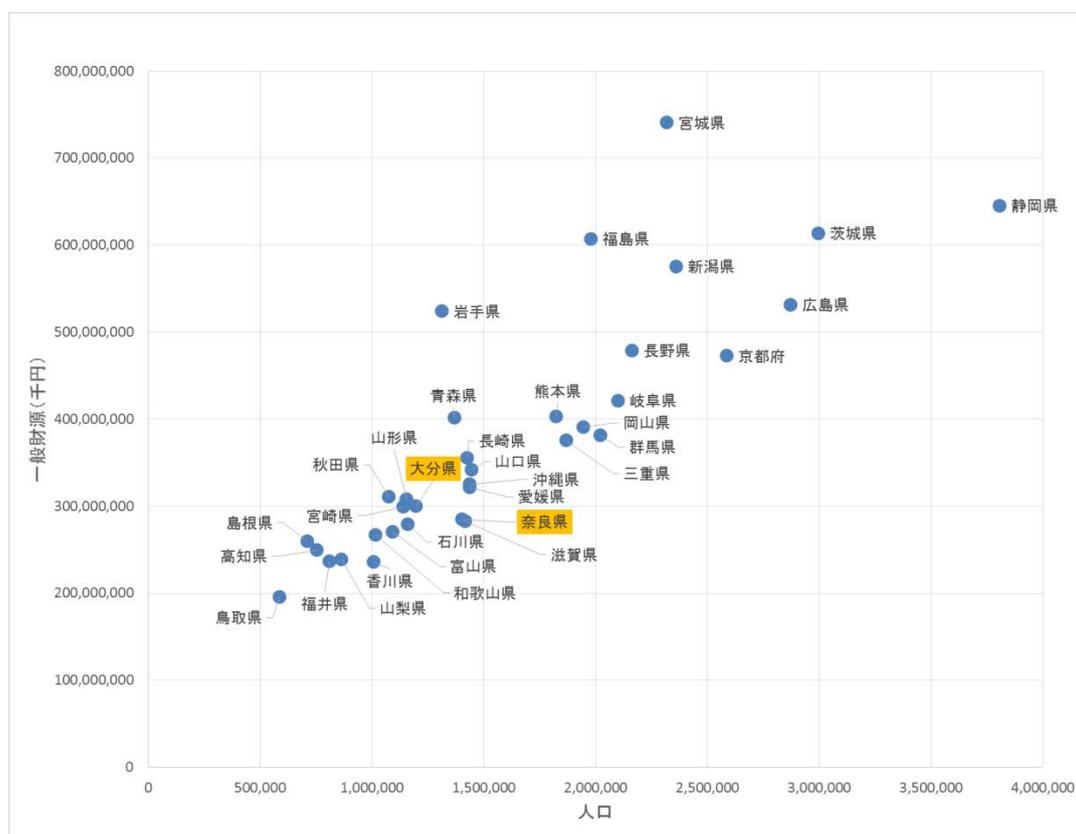


図 4-2 公立大学設置団体の人口・一般財源の分布 (人口 500 万人未満の府県)

観点 2 : 公立大学設置団体と公立大学の規模の比較

公立大学設置団体の市および組合の人口と一般財源の分布を図 4-3 に示す。横浜市から大阪市、名古屋市、札幌市、神戸市、京都市、広島市、北九州市と政令指定都市が順に並ぶが、中規模府県とほぼ同等の規模である。そこで、人口 50 万人未満の小規模都市に着目すると図 4-4 の分布になる。都留市、名寄市、新見市は人口が約 3 万人、一般財源が 2000 万円未満と東京都の対極にあるが、いずれも公立大学を設置し、地方の小規模都市ならではの公立大学の存在感があり、地域との密着度が高いことが特徴である。

公立大学設置団体の人口に対する公立大学の学生総現員数の比率および公立大学設置団体の一般財源に対する公立大学の大学総経費の比率の分布（図 4-5）から、都留市における都留文科大学は人口比で 10%超、財政比で 30%超と、その比率は他に類を見ない大きさとなっている。そこで、設置団体と公立大学の関係を調べる上で、特徴的な大学として都留文科大学を調査対象とした。

新見市の人口は都留市とほぼ同規模であるが、都留文科大学の学生総数が 3000 人超に対して新見公立大学は 300 人未満と公立大学の中でも特に小規模である。設置団体と密接な関係にある公立大学として新見市、新見公立大学を調査対象とした。

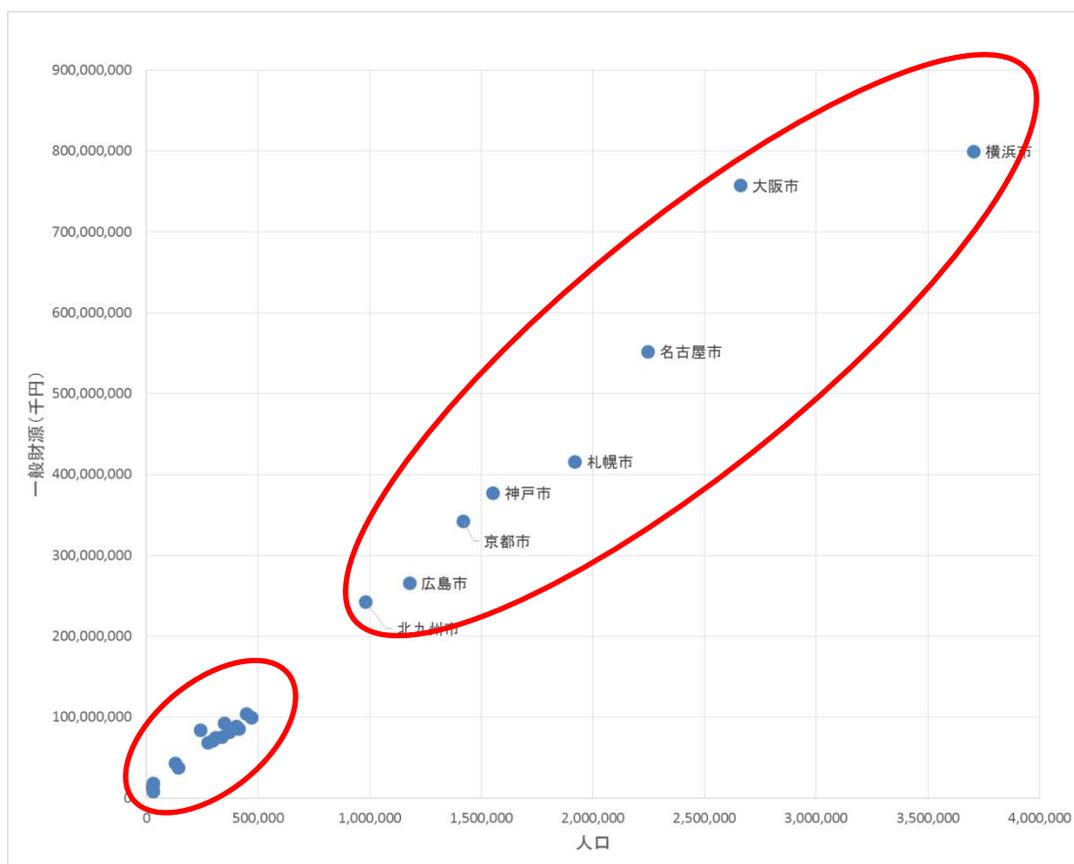


図 4-3 公立大学設置団体の人口・一般財源の分布 (人口 500 万人未満の市・組合)

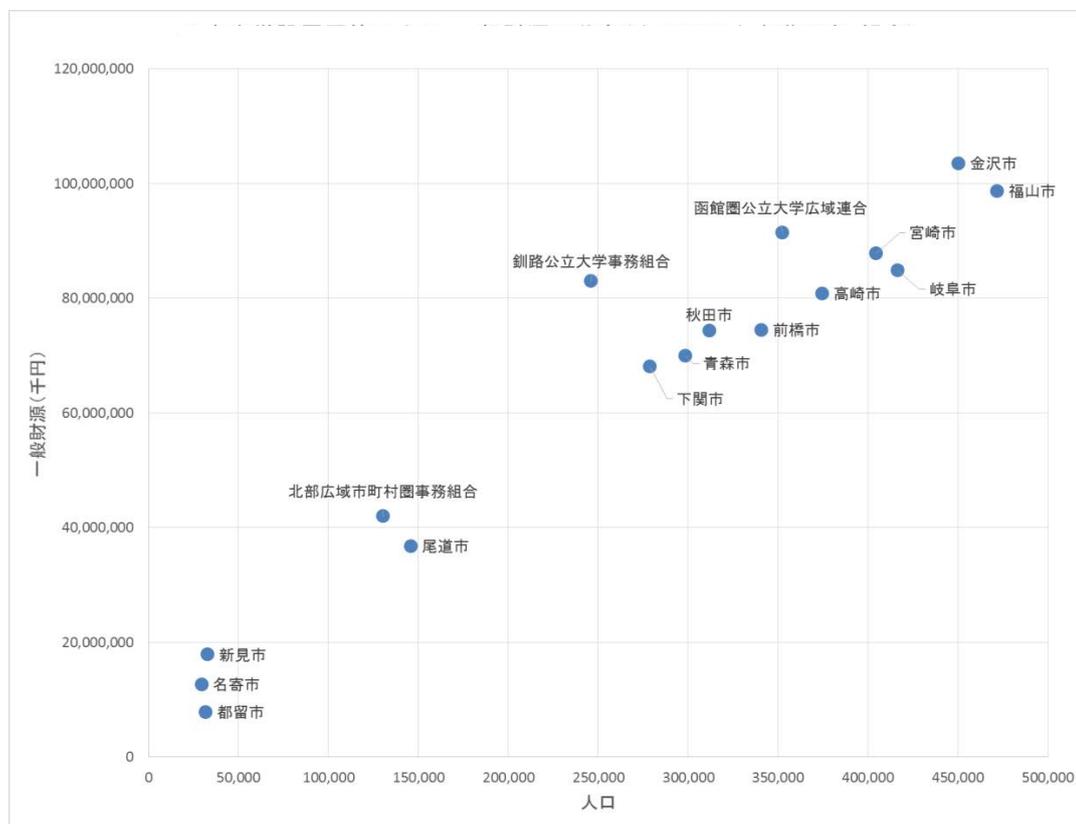


図4-4 公立大学設置団体の人口・一般財源の分布（人口50万人未満の市・組合）

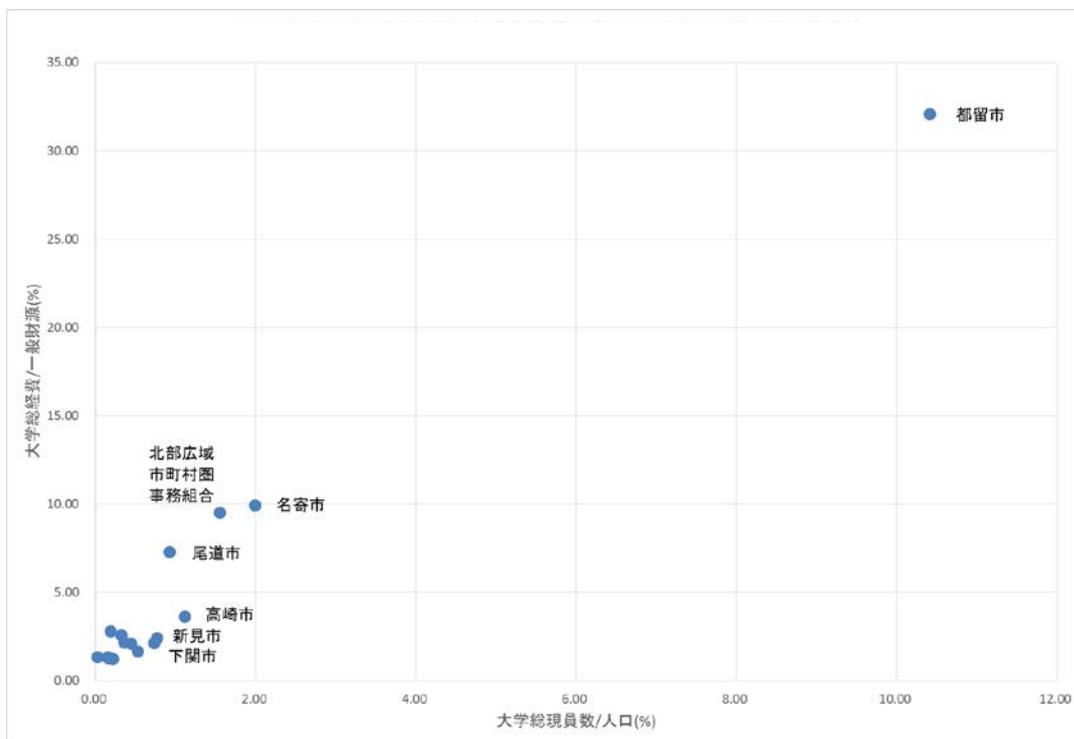


図 4-5 公立大学設置団体と公立大学の規模比（人口 50 万人未満の市・組合）

(2) 訪問調査における訪問先

(1) で示した観点に従って訪問先として選んだ設置団体における訪問先（設置団体担当部局、公立大学）は表 4-1 のとおりである。なお、都留市については、設置団体担当者としての経験が深く、現在の都留市の政策状況にも通じている職員が都留文科大学に在籍していることから、都留文科大学におけるインタビューをもって設置団体の情報も合わせて得ることとしたこととお断りしておく。

表 4-1 公立大学の設置団体別の訪問先

	訪問日	設置団体	訪問先
1	11月25日	大分県	大分県 福祉保健部 医療政策課 大分市 野津原支所他 大分県立看護科学大学※
2	12月4日	兵庫県	兵庫県立大学 ※ 兵庫県 大学課 兵庫県教育委員会 教育企画課
3	12月5日	新見市	新見市 新見公立大学
4	12月10日（東京都） 1月31日（法人）	東京都	東京都 首都大学支援部 公立大学法人首都大学東京経営企画室／産学 公連携センター
5	12月12日	都留市	都留文科大学
6	12月18日～19日	奈良県	奈良県 地域振興部 奈良県 医療政策部 奈良県立大学 ※ 奈良県立医科大学

※は大学 COC 事業の採択大学

(3) 訪問調査における質問項目の設定

訪問調査を実施するに先立って、訪問先の対応者にあらかじめ本調査の目的と共に、インタビューで想定される質問項目を伝えることとした。

多岐に渡る質問項目を準備したものの、訪問先の対応者において、参考となる経験がどの部分に所在するのかが明らかでないため、実際のインタビューは、以下の項目を参照しつつも、最初に設置団体や大学からそれぞれの問題意識に基づく説明を受け、その中で調査担当者が重要と判断した部分を優先的に選び質問を進めることとした。

訪問先に送付した質問項目は、インタビューを重ねつつ、若干の修正を行ったが、以下に示すものは、奈良県医療政策部、奈良県立医科大学へ送付したものである。

なお、これらの項目の多くについては、後に実施したアンケート調査（報告書では第3章に結果を記述）の調査項目とした。

ア) 設置団体に対する質問項目

○ 自治体の政策ビジョンにおける大学の役割について

- ・自治体において高等教育の政策ビジョンはあるか。（もしくは、教育振興基本計画を策定しているのであれば、その中でどのようなかたちで言及されているか。）
- ・高等教育の政策ビジョンは、首長や自治体の担当部署、理事長（学長）や大学との間で共有できているか。

○ 公立大学の設置・運営について

- ・設置の経緯、理念について伺いたい。
- ・設置団体の大学の担当部署はどこか。なぜ、その部署が大学を担当しているのか。法人評価の担当部署と同じか。
- ・運営費交付金について決めるイニシアティブをもっているのは誰か。
- ・法人の自助努力分（外部資金獲得、寄付金収入）は、運営費交付金算定に影響があるか。
- ・今年度単位費用の改定（人文系学部、保健系学部の新設）があったが、運営費交付金に反映されているか。

○ 諸政策での公立大学の活用策(中期目標への反映、年度事業としての予算化)について

- ・地域が実施する政策立案等への教職員の参画状況を伺いたい。
- ・自治体のさまざまな政策実現するうえで、公立大学をどのように活用しているか（活用予定か）。たとえば、職員の研修、自治体のIR機能として活用など。
- ・自治体の政策と法人の中期目標には関連性があるか。
- ・自治体の政策実現のための経費や中期計画達成のための経費（国立大学は「特別経費」）は、法人への予算に盛り込まれているか。
- ・法人の中期目標・中期計画の達成度評価に応じ、運営費交付金に反映される仕組みになっているか。

- 公立大学を活用するための支援策について
 - ・中期目標は具体的にどのような過程で策定されるのか（特に、誰がイニシアティブをとるのか）。
 - ・地域から大学に対する要望等はどこがまとめているのか。そのニーズに対しては、自治体及び大学でどのように情報共有されているか。
 - ・法人評価の際、認証評価の結果をどのように踏まえているのか（改めてゼロから評価を行うか）。
 - ・法人評価担当職員の認証評価に関する勉強・研修会参加などを通じた認証評価制度に対する理解は十分であるか。
 - ・グローバル化、少子高齢化が進む中、今後、どのような大学改革をしていきたいか。そのためにはどのような支援が必要か。
 - ・地域の政策目標に大学がどのように応えているかのPR活動（特に自治体側からの発信）があるか。
- 関係者のコミュニケーションについて
 - ・首長と大学の意思疎通の場を定期的にもっているか。また、自治体と大学の間では、どのような形で問題意識を共有しているか。
- その他

イ) 大学に対する質問項目

- 大学の理念、教育目標について
 - ・設置の背景や（設置団体の政策）と大学の理念、教育目標への反映
- 大学側から見た設置団体における公立大学の活用について
(例)
 - ・自治体の担当窓口（設置、評価、各政策）
 - ・政策ビジョンに沿った行政協力や財政的支援
 - ・関係者間のコミュニケーションについて
- 地域貢献の取組みについて
(例)
 - ・地域貢献のための組織（責任者、専任教職員、居室、全学的に取り組むための工夫）
 - ・地域のニーズと大学が行う教育研究活動とのマッチング
 - ・地域貢献活動に対する設置団体からの支援
 - ・個別の取組みの実績状況
- その他
 - ・設置団体以外の自治体との関係について ほか